健保連海外医療保障

No.93 2012年3月

■特集Ⅰ・商外国にのける家庭医でナルと医療提供仲間
●ドイツ ドイツの家庭医と医療制度田中 伸至
●フランス フランスにおけるかかりつけ医制度と医療提供体制 加藤 智章
●イギリス イギリスの家庭医制度
■特集 II:イギリフ NIHS 改苦の動向

・食は見にもはて完成医士ニュルを原体担併は制

■参 考 掲載国関連データ

イギリスNHS改革のこれまでと最新の動向

●ドイツ/フランス/イギリス

●イギリス

健康保険組合連合会 社会保障研究グループ

健保連海外医療保障

No.93 2012年3月

特集Ⅰ:諸外国における家庭医モデルと医療提供体制

ドイツの家庭医と医療制度

国家公務員共済組合連合会 病院部・旧令病院部次長 田中 伸至 Tanaka Shinji

ドイツには、大学医学教育・医師国家試験から卒後研修での専門医教育へと連なる一貫 した医師養成システムがあり、卒後研修の修了と連動した診療科標榜規制が専門医の領域 を画す。そして、家庭医も一つの専門領域とされ、公的疾病保険医療において連携調整や ゲートキーピング機能を担う。大学医学教育の時点から家庭医の科目が組み込まれ、重視 されている。家庭医を含む専門医グループ別に計画的に保険医(診療所)を配置する法制度 もあるが、保険医の偏在対策は大きな課題となっている。

1. はじめに―本稿の目的と対象

わが国でも近年、医療提供体制に係る政策論 が活発になっている。中でも医師の診療科間・ 地域間での偏在、大規模病院への患者の集中な どの状況を背景に、診療所と病院の機能分化、 連携体制の構築に加え、家庭医・総合診療医の 育成、さらにはフリーアクセスの制限や医師の 開業制限といった方策を説く議論1)も一般化し ている。その際、諸外国が引き合いに出される ことがあるが、家庭医・専門医の資格制度や医 師の配置計画といった個々のサブシステムの存 在を簡単に言うに止まり、それらの医療制度内 での位置付けや相互関係、機能の限界と補完方 策も視野に入れるものは、管見の限りでは見当 たらない。

そこで本稿では、家庭医を含む専門医が截然 と機能分化され、保険医(診療所)配置規制を 有するドイツを取り上げ、医療制度のうち診療 所に係る部分を見渡す作業を試みる。作業に当 たっては、家庭医の存在と役割に重点を置きつ つ、医師資格と医学教育、診療科標榜規制と卒

後研修(2)、保険診療と家庭医の機能(3)、診 療報酬(4.)、保険医の需要計画(5.)の各規律局 面ごとにサブシステムを通覧し、医療制度の法 的構造の把握に努める2)。最後にこれらの制度 群の要点をとりまとめ、わが国への示唆の獲得 を図る(6.)。

検討対象とする法令等は公的疾病保険医療提 供構造法 (GKV-Versorgungsstrukturgesetz-GKV-VStG) の主要部分が施行された2012年1 月当初のものとする。また、関連法令等は州レ ベルにも及ぶ。主にチューリンゲン州のものを 参照する3)。

2. 医師資格と医学教育

(1) 医師資格法制

ドイツの医師資格制度は、連邦医師法 (Bundesärzteordnung-BÄO) と 医 師 免 許 令 (Approbationsordnung für Ärzte-ÄapprO 2002)、州の医療職法 (Heilberufsgesetz) ない し医療職会法(Heilberufekammergesetz)に よって構成される。連邦医師法は、医師の職務 の性質を定め(1条)⁴⁾、医業の実施(Ausübung des ärztlichen Berufs) には原則として医師免許 (Approbation) が必要であること (2条)⁵⁾、免 許要件(3条)、免許の撤回・取消(5条)、停止 (6条)等を規定する。免許を受けるには、最短 8ヵ月最長12ヵ月の病院等での臨床研修を含む 最短6年間の大学での医学教育の後に医師試験 に合格することが必要とされる(同条1項4号)。 大学医学教育と医師試験・免許の詳細について は、同法の委任を受け(4条1項)、医師免許令 が連邦内を統一的に規定する。一方、州の医療 職法は、医師会の組織、卒後研修、診療科の標 榜等を規律する⁶⁾。

(2) 大学医学教育と医師免許⁷⁾

大学医学教育は、連続48週間の臨床実習学年 (praktisches Jahr)を含む6年間行われること とされ、応急処置、3ヵ月の看護業務、4ヵ月 の臨床研修 (Famulatur) と2回の医師国家試験 が組み込まれている(医師免許令1条2項)。教 育内容は、診療科を総合した疾患の考察と治療 の調整、他の医療職との協働などに留意したも のとすることとされる(1条1項、2条2項)。

初めの2年間の医学教育を終えると医師国家 一次試験があり(1条3項1号)、物理学、生理学、 化学、生化学、分子生物学、生物学、解剖学等 につき筆記ないし口頭試問で審査される(22条 1項)。一次試験合格後さらに2年10ヵ月間以 上の教育を受けた後に臨床実習学年が開始され る。臨床実習学年に進むには、同期間に履修す る専門科目 (一般的医療 (Allgemeinmedizin. 診 療科標榜上「家庭医」とも呼ぶ。(4)(5)参照)、 外科、内科、小児科、婦人科・産科など22科目) や総合的診療科目(老人医学、救急医療、臨床 薬理/薬物療法等12科目8) ごとの大学での試 験成績証明が必要とされる(1条3項2文、3条 1項1文、2文)。実習は、16週間ごとの実習期 に内科、外科、一般的医療または他の専門科目 からの選択科目について(同項4文)、大学病院 または大学が州所管庁の合意を得て指定した病 院で実施され、一般的医療を選択した場合は診 療所でも行われる(3条2項)。この臨床実習学 年を含む合計6年間の教育の後、医師国家二次 試験に至る(1条3項2号)。二次試験の筆記で は臨床専門科目につき症例に基づいた出題がさ れる(28条1項、29条1項)。口頭試問は臨床実 習での3科目につき行われ(30条2項)、実際に 患者を診察しながら行う試験も含まれる(同条1 項)。1名または複数名の患者に関する病歴、診 断、予後予測、治療計画等の作成・提出も求め られる(同条3項)。

この二次試験に合格した者は当該試験が行わ れた州の所管庁に申請をして、医師免許を受け ることになる(39条1項)。

なお、大学医学教育の改善を目的としてこう した標準的な教育課程とは異なるモデル教育課 程の設定も許容されている(41条)⁹⁾。

(3)大学医学教育の見直し

上掲の教育課程は、医師免許令第一次改正 令(Erste Verordnung zur Änderung der Approbationsordnung für Ärzte) により今後順 次改正される。

主な改正点の1つ目は、臨床実習学年におけ る一般的医療履修枠の確保・拡大である。大学 は、2015年10月開始の臨床実習学年までに学生 の10%が、2019年10月開始の臨床実習学年ま でに20%が一般的医療を履修できるようにしな ければならない(1条2号a)。10%はこれまでの 一般的医療履修枠の3倍に当たるが、現在一般 的医療に関心を持つ学生は12ないし15%おり、 20%は現実的な目標値と考えられている10)。

2点目は、臨床実習を行う病院の拡大であ る。2014年4月からは、当該学生の学籍のある 大学 (Heimatuniversität) の附属病院と当該大 学と協定を結び臨床実習を受け入れる教育病院 (Lehrkrankenhäuser) に加え、他の大学病院や その教育病院も選択できるようになる(2条1号 b)。臨床実習学生の受入れは、その後の卒後研 修、当該病院での勤務へと繋がる入口であり、 ドイツでも重要な人材確保手段となっている。 この改正により、新人医師のバランスのとれた

配置が期待されている11)。

3点目は、医師国家試験の組直しである。 2014年からは現在の二次試験が2分割され、3 回行われることとなる。新二次試験は現二次試 験の筆記部分であり、一次試験合格後3年間の 医学教育の後、臨床実習学年の開始前に置かれ る。新三次試験は現二次試験の口頭試問部分で あり、臨床実習学年を終えてから最後に実施さ れる(4条)。この改正は、学生が筆記試験の準 備に追われることなく臨床実習に専念できるよ うにする趣旨による12)。

これらの見直しは、診療所後継者の確保、一 般的医療(家庭医)の強化を目的としており、後 述の(5.(4))保険医の地域偏在対策と連動し て行われるものである¹³⁾。

(4)診療科標榜規制と卒後研修

医師免許を有していても、診療科の標榜、す なわち診療科名 (Gebietsbezeichnung)、細分診 療科名(Teilgebietsbezeichnung)または重点診 療域名(Schwerpunktbezeichnung)、副診療科 名 (Zusatzbezeichnung) 14) の標榜を自由にでき るわけではない。州の医療職法に基づく卒後研 修 (Weiterbildung) の修了と州医師会による修 了の承認が必要である¹⁵⁾。

卒後研修は州医師会により実施される¹⁶⁾。研 修は、①原則として報酬を伴う臨床業務を行い、 理論的指導を受けること、②原則として1診療科 につき3年以上の研修を受けること、③細分診療 科の研修は診療科の研修内で行うことが可能で あること、④診療科と細分診療科の研修は原則 としてフルタイムの勤務で行うこと、といった枠 組みの下で行われる17)。より詳細な内容は州医 師会の卒後研修規定 (Weiterbildungsordnung) が規定しており18)、そのためのモデル卒後研修 規定を連邦医師会が作成している19)。規定内容 は、卒後研修指導医への授権200、卒後研修機 関(大学病院や医師会が承認した医療機関であ ること)21)、標榜承認試験22)、診療科等の名称 と研修内容などである²³⁾。診療科 (Gebiet) は 33科あり、専門医の領域を画している。「一般 的医療(家庭医) | (Facharzt / Facharztin für Allgemeinmedizin(Hausarzt))も一つの診療科、 すなわち専門医として位置付けられている。

(5) 家庭医の定義と卒後研修内容

卒後研修規定によると24,一般的医療(家庭医) とは、患者の健康上の苦痛、問題または危険に 係る生物学的、物理学的および社会的側面を考 慮しながら、患者の生活を踏まえた家庭医的な ケアを行い、あらゆる世代の様々な種類の健康 の変調を治療するともに、保健医療制度におけ る他の医師や専門職による診療を求めることを 医学的に決定する役割を果たすものである、と 定義される。その役割には、医学的、生理的お よび社会的援助を患者中心に統合することも含 まれる。

研修は、卒後研修機関で指導医の下60ヵ月 間(5年間)行われ、36ヵ月は内科の入院診療(う ち18ヵ月は外来での直接の患者診療も算入)、 24ヵ月は外来の家庭医診療(うち6ヵ月は外科 を含む)とされる。加えて80時間の精神身体医 学における基本診療の講習も行われる。

研修内容としては、健康相談、健康変調の早 期発見、予防、リハビリテーションの導入と実 施、予後管理、非感染症·感染症、中毒、新生物、 アレルギー、免疫学的疾患、代謝性疾患等さま ざまな疾患の識別と治療、高齢者における特殊 性の考慮、腫瘍診療の基礎、緩和ケアなど十数 項目が掲げられている。また、心電図、血圧測定、 腹腔超音波、穿刺・カテーテル、輸液・輸注・ 補血等の内科分野での診察・治療も含まれる。

3. 保険診療への参加と家庭医の機能

(1)保険医の許可

診療所開業医として公的疾病保険による 診療に参加するには、原則として、保険医 の許可を受けることが必要である(社会法典 第 5 編 (Sozialgesetzbuch Fünftes Buch-SGB V)95条1項)。許可は、州の保険医協会、疾 病金庫州連合会および代替金庫の代表者によ

り構成される許可委員会により、保険医協会 の管轄区域(州)25)またはその一部(許可区域 (Zulassungsbezirk)) において行われる (96条 1項)。許可申請には、医籍への登録が前提とさ れ(95条2項)、登録要件は、医師免許と卒後研 修の修了、修了した診療科の標榜資格の保持で ある。

許可は医師グループごとに設定される保険医 の需要計画により調整される。需要計画は、(5.) で取り扱う。

(2)家庭医診療と専門医診療

公的医療保険の給付提供者としての保険 医(診療所)と病院は別の規律に服すること とされており(保険医につき72条ないし106a 条、病院につき107条ないし114条)、保険医 による診療もさらに家庭医診療 (hausärztliche Versorgung) と専門医診療(fachärztliche Versorgung) に区分される (73条1項1文)。家 庭医診療には主に、一般医 (Allgemeinärzte)、 小児科医、家庭医診療を選択した重点診療域を 持たない内科医が参加し、その他の専門医は専 門医診療に参加する(73条1a項)。家庭医診療 と専門医診療との区分は、後述のとおり需要計 画のほか、診療報酬分配の基礎にもなっている。

2010年末現在、保険医は12万153名、うち家 庭医は5万6.849名、主な専門医では内科医(家 庭医診療に参加する者も含む)1万9.492名、婦 人科医9.753名、小児科医5.720名、整形外科医 5.247名、精神療法医師5.247名などとなってい る2600

(3)家庭医の機能

保険診療での家庭医の任務は法定されてお り、患者の家庭環境を踏まえた総合的継続的な 医学的ケア、診断・治療・看護の調整、治療デー タ、診断所見等の収集、評価および保存等が掲 げられる(73条1項2文)。特に、患者のための 文書管理と治療データ等の収集については、被 保険者の書面による同意を条件とした家庭医の 収集権限、家庭医以外の給付提供者との間の データ等の受渡し、利用などに係る権限や義務 が規定されている(73条1b項)。このような複 数の医療機関に跨る診療行程の管理機能や継続 的な保健予防機能を持つほか、いわゆるゲート キーピングの機能も家庭医には期待される。

ドイツのゲートキーピングは患者に対する受 診の強制によるものではない。患者が紹介状を 持たずに外来診療を受診する場合には四半期ご とにその初診時に10ユーロの自己負担を医療機 関に支払わなければならない(28条4項)ものの、 被保険者には家庭医の下で初診を受ける一般的 な義務はない (Freie Arztwahl, 76条1項参照)。 が、90%以上のドイツ国民が家庭医を持ち27)、 2005年第1四半期の調査では、被保険者の42% が家庭医のみを受診したほか、46%がまず家庭 医を受診してから専門医に掛かっており、直接 専門医を受診したのは11%のみであったという 28)。このように、患者がまず家庭医に受診しそ の紹介に従い所要の専門医を受診する流れが存 在し、家庭医がその機能を発揮する機会が形成 されている。

(4)家庭医中心診療

また近年、保険者と医療機関等が契約により 医療連携体制を構築する新たな診療形態が次々 と法定されているが29)、中でも家庭医中心診療 (Hausarztzentrierte Versorgung, 73b条) は、 家庭医の機能を強化する意義を持つ。この診療 形態では、被保険者は初めに自らが選択した家 庭医を受診し、眼科および産婦人科以外の専門 医を受診する場合はその家庭医の紹介を受ける ことが義務づけられる300。被保険者の参加は任 意であり、参加者は原則として1年間この義務 と家庭医の選択に拘束される(同条3項)。診療 提供者の組織化については、疾病金庫が単独で または他の疾病金庫と協力して2009年6月30日 までに保険医協会の区域での家庭医診療に参加 する一般医の過半数を代表する団体と契約を締 結しなければならないこととされる(同条4項)。 参加する家庭医には、エビデンスと臨床経験に 基づく診療指針に従った診療の実施、薬物治療 の品質管理サークルへの参加、問診指導、精神 身体医学の基本的な診療、緩和医療、老人医学 等の生涯研修 (Fortbildung) への参加等が求め られる(同条2項)。

家庭医中心診療への被保険者の勧誘は、報奨 金の支払いや自己負担の軽減を伴う選択料金表 (53条3項)を提示することにより行われる。

(5)家庭医像の実際

以上見てきたように、ドイツでは、医師の卒 後研修、診療科標榜、保険医の許可、家庭医診 療の区分と機能の法定などを通じて、家庭医に ついての明確な制度枠組みを設けている。ただ し、実際の家庭医像はその診療所の場所や規模、 さらに医師が主に行う診療のタイプによりかな り相違するようである。たとえば、ほとんど精 神療法のみを重点に行う都市部の小規模診療所 や専門医的なスポーツ医学を行う診療所もあれ ば、地方部で小児医療から緩和ケアまで幅広い 診療を行う大規模な診療所(Versorgerpraxen) もあるという³¹⁾。

4. 診療報酬制度と家庭医に対する診療 報酬点数設定

(1)診療報酬制度の枠組み³²⁾

保険医に対する診療報酬の支払いは二段階 構成となっている。第一段階として、各々の疾 病金庫が各州保険医協会に対し当該協会に所 属する保険医により行われた診療全体につき 全体報酬 (Gesamtvergütung) を支払う (85条 1項、2項2文)。第二段階で、保険医協会が全 体報酬をその所属する保険医等³³⁾に報酬分配 (Honorarverteilung) する (87b条1項)。

(2)全体報酬額の算定と統一評価基準・点数 単価

全体報酬額は、州保険医協会と疾病金庫 州連合会および代替金庫が締結する団体契約 (Gesamtverträge, 83条) において、毎年10月 31日までに翌年に支払われる分につき定められ

る(85条2項、87a条3項1文)。この額の設定 のため、上掲の団体契約当事者は被保険者の人 数と疾病構造に応じた治療需要を統一評価基準 (Einheitlicher Bewertungsmaßstab) に基づい た点数量として合意し、それを点数単価により ユーロ表示で評価する(87a条3項2文)。

ここにいう統一評価基準とは、公的疾病保険 に対し支払請求が可能な給付内容を定義し、給 付の価値に応じた相対的な関係を点数で定め る診療報酬点数表である(87条2項1文)。連 邦保険医協会が疾病金庫中央連合会ととも に、それぞれの3名の代表者から構成される 評価委員会(87条3項)において、連邦枠組協 定 (Bundesmantelverträge) 34) の構成部分の形 で同基準を定める(87条1項1文)。点数単価 は、州保険医協会と疾病金庫州連合会および代 替金庫が毎年10月31日までに翌年に適用され るものを協定する(87a条2項1文)。協定に際 しては、統一評価基準において毎年8月31日ま でにユーロ表示の指針値として定められる連邦 統一単価 (87条2e項) に基づくこととされるが (87a条2項1文)、費用構造および医療提供構 造の地域的特殊性を考慮して指針値を加算減算 することなどもできる(同項2文、4文)。そし て、統一評価基準と点数単価に基づきユーロ表 示による地域ユーロ報酬規定 (regionale Euro-Gebührenordnung) が作成される(同項6文)。

なお、2012年については特例措置として、連 邦統一単価も州レベルでの点数単価も改定され ない(2011年、2012年の連邦統一単価は、3.5048 セントである³⁵⁾)。2010年に関して協定された 加算の改定も許されず、連邦統一単価における 加算も行われない(87d条1項)。2012年の治療 需要は、2011年について合意された治療需要の 1.25%増で算定する(同条2項) 36)。

(3)保険医に対する報酬分配

保険医協会は、全体報酬を家庭医診療と 専門医診療とに区分し、同協会が疾病金庫州 連合会・代替金庫と協議して定める分配基準 (Verteilungsmaßstab) に従って保険医に対し 診療報酬として分配する(87b条1項)。個々の 保険医の診療報酬は地域ユーロ報酬規定に基づ き算定される(87a条3項3文)。

分配基準には過剰診療を阻止するため、診療 報酬額に対する量的管理措置(mengensteuernde Maßnahmen) 37) を定める規定が置かれる (87b条2項)。量的管理措置としては、症 例数制限·症例数減少制 (Maßnahmen zur Fallzahlbegrenzung oder-minderung. 同条3項 参照)ないし報酬逓減制(Abstaffelung. 分配基 準で定められた一定額を超えた部分について 減額する支払方法)が想定される380。需要計画 制において供給不足と決定された地域について は、量的管理措置を適用除外とすることが許容 される(同項)。この適用除外の許容は、医療提 供構造法により保険医の地域偏在の解消策とし て導入されたものである(5. (4)参照)。

家庭医診療と専門医診療に係る報酬量の調整 については、連邦保険医協会が、疾病金庫中央 連合会の合意を得て基準を決定する。また、量 的管理措置に係る規定についても、連邦保険医 協会が疾病金庫中央連合会との協議を行い基準 を決定する(同条4項1文、2文)。保険医協会は これらの基準を遵守しなければならない(同項3 文)。

(4) 統一評価基準の構成と点数設定方式³⁹⁾

統一評価基準は、家庭医、専門医共通の 給付も含め、家庭医診療の部に掲載された給 付は家庭医診療に参加する医師のみが請求で き、各専門医診療の各部に掲載された給付に ついては医師グループ(5.(1)参照)ごとに 当該専門医診療に参加する医師のみが請求が できることが判るように構成される(87条2a 項)。家庭医診療の給付は、原則として被保険 者包括報酬 (Versichertenpauschalen) の形で 設定し、特に促進の必要がある給付について は個別給付(Einzelleistungen)または複合給 付 (Leistungskomplexe)を設定することもでき る。被保険者包括報酬の対象は、一定の請求 期間内における患者の世話や診療の調整、診

療文書管理を含む通常の家庭医診療で行われ る給付全体である(87条2b項)。専門医診療の 給付は、医師グループごとに原則として、基 本包括点数および追加包括点数 (Grund-und Zusatzpauschalen)の形で設定し、医学的に必 要がある場合には個別給付も設定することがで きる。基本包括点数は症例ごとに通常の方法で 行われる診療に係る給付を対象とし、追加包括 点数は一定の症例において発生する理由のある 特別の給付費用を対象とする(87条2c条)。

(5)家庭医診療報酬の例

最新の統一評価基準で家庭医診療の部40)を見 ると、被保険者包括報酬は、医師と患者との直 接対話による診察に加え、必要に応じ、他の医 師等との診断・治療・介護に関する調整、予防・ リハビリテーションの導入、治療データや診断 所見の収集と伝達、診療記録管理等を内容とす ると規定され、被保険者5歳以下1,190点、6歳 以上59歳以下880点、60歳以上1,020点が設定 されている。また、他の保険医に紹介した場合 にはこれらに代えそれぞれにつき595点、440点、 535点が算定される。個別給付・複合給付では、 家庭医老人医学基本検査、認知症検査、負荷心 電図、長時間血圧測定、肺活量検査、肛門・直 腸検査等の13項目が設定されている。

5. 保険医の配置 — 診療所の地域偏在 と解消策

(1) 需要計画

保険医の許可は、需要計画制の下で行われ、 家庭医を含む医師グループの地域間での適正配 置が企図されている。

需要計画 (Bedarfsplan) は、州の保険医協会 が疾病金庫州連合会および代替金庫の合意を得 て、需要計画策定指針の基準に従い策定する(99 条1項1文)。同指針は、連邦保険医協会、ドイ ツ病院協会および疾病金庫中央連合会が組織す る連邦共同委員会(91条1項)が制定する(92条 1項2文9号)。2012年からは州政府も共同審議 権を持ち指針の策定に関与する(同条7e項)。

指針には、保険医診療の一般的な需要に適 合した供給水準(101条1項1号)として、人 口や人口密度により画される10種類の地域区 分 (Planungskategorien) 41) それぞれについ ての医師グループごとの医師1人当たり住民 数が規定されている(一般比率。Allgemeine Verhältniszahlen) ⁴²⁾。医師グループは現在、麻 酔科医、眼科医、外科医、婦人科医、専門医診 療に参加する内科医、小児科医⁴³⁾、家庭医など 14種ある⁴⁴⁾。

需要計画では州内の市や郡等に応じた計画区 域 (Planungsbereiche) ⁴⁵⁾ が設定され、上掲の 地域区分に分類される46)。これにより、各計画 区域について医師グループごとの一般比率が確 定される⁴⁷⁾。

2010年11月からは一般比率に対し、計画区域・ 医師グループごとに人口構成の変動等に応じた 修正が加えられることとされている48)。さらに、 医療提供構造法により2012年からは、より地域 の実情を反映できるよう、地域の人口構成や有 病率などの特殊事情がある場合には策定指針と は異なる計画区域の境界や供給水準の一般比率 を定めることも可能とされた(99条1項3文)。 またこのため、州の所管庁に意見表明の機会が 与えられるとともに、州の社会保険所管上級行 政庁にも計画に対する異議申立権が付与されて いる(同項4文)。

(2) 過剰供給・過少供給への対応

こうした需要計画に基づき保険医の過不足が 認識され、保険医の許可が調整される。すなわ ち、医師グループ別に供給水準が一般比率の 110%を超える計画区域は、過剰供給であると 推定される(101条1項3文)。州ごとに保険医 協会、疾病金庫州連合会および代替金庫から構 成される医師・疾病金庫州委員会 (90条1項) に より過剰供給の判定がされると、許可制限が命 じられ(103条1項、2項)、原則として保険医開 業が許可されなくなる(95条2項9文)。過剰供 給区域で保険医の死亡等により保険医のポスト

(Vertragarztsitz) に空席が出た場合、当該診療 所が継続される必要があれば、後継者の公募が 行われる(103条4項)。

供給水準が一般比率を下回る計画区域につ いては、家庭医については75%未満、専門医 については50%未満のとき⁴⁹⁾、医師・疾病金 庫州委員会により過少供給が認定される。医 師の年齢構成に基づく保険医数の減少により 過少供給に至るおそれがある場合にはその切 迫が認定される(100条1項)。これらの認定 がされた場合には、保険医協会は、連邦保険 医協会とともに保険医診療を確保する責任を 負っていることから (Sicherstellungsauftrag. 75) 条1項)、過少供給等の解消同避措置を採るこ ととされている(同条1項、2項、105条1項)。 たとえば、過少供給区域での保障割増手当 (Sicherstellungszuschlägen)の支払い⁵⁰⁾、協会 直営医療施設の経営(以上同項)、過少供給区域 での医業義務を伴う奨学金や新規開業投資への 経済的支援などの措置である510。それでも過少 供給が解消されない場合には、州委員会は、他 の計画区域における保険医開業の許可制限をす るよう命じなければならない(100条2項)。

(3) 偏在状況

このような整然とした需要計画制があるもの の、保険医、特に家庭医の偏在は解消されてこ なかった。医師グループごとの供給状況を見る と、2010年当初、連邦内全計画区域のうち許可 制限のない区域の割合は、専門医グループでは 眼科15%、皮膚科8%、耳鼻咽喉科7%などとなっ ており、外科では1区域以外で、専門内科はす べての計画区域で許可制限がされている。これ に対し、家庭医では52%の区域に許可制限がな い。開業可能な医師数で見ると、2位の眼科100 名、3位の耳鼻咽喉科、皮膚科、神経科各40名 に対し、家庭医は1,940名と突出している。家 庭医の不足は、ザクセン=アンハルト州、ブラ ンデンブルク州、メクレンブルク=フォアポン メルン州といった旧東独州のみならず、ドイツ 北部のニーダーザクセン州でも顕著である520。 チューリンゲン州でも、2011年11月19日時点 で他の専門医グループにつきほとんどの計画区 域で許可制限があり、外科、専門内科、婦人科、 小児科などでは開業余地が全くない一方、家庭 医の開業可能保険医数は255名に上っている⁵³⁾

家庭医がゲートキーピングやプライマリケア、 連携調整など枢要な機能を持つだけに、こうし た状況は保険診療の確保にとって深刻な事態と いえよう。

(4)新たな偏在対策

そこで今般、医療提供構造法により新たな対 策が導入されることとなった。対策は多岐にわ たる。

①過少供給対策 — 需要計画・診療報酬上の 措置

まず需要計画関係では、第一に構造基金 (Strukturfonds) が挙げられる。上掲の過少供 給等の解消・回避のための措置等に要する費用 を確保し、措置実施の裏打ちをするもので、保 険医協会が全体報酬の1%を利用し造成する。 基金が造成される場合、疾病金庫州連合会・代 替金庫も1%を負担する(105条1a項)。

第二は、過少供給区域経験者の優遇である。 過剰供給地域に生じた保険医の空席については 公募が行われるが、その際の後継者選抜におい て、過少供給区域で5年以上保険医として医業 を行ってきたことも考慮されるというものであ る(103条4項5文4号)。

第三に診療報酬制度との連動部分では、前述 (4. (3)) のとおり、過少供給区域では報酬分 配基準上の症例数制限・症例数減少制ないし報 酬逓減制を適用しないことが可能とされた(87b) 条3項)。過少供給区域では一保険医が診療する 患者数が多くならざるを得ないことへの対応で ある。

第四は、地域加算(regionale Preiszuschläge) である。過少供給区域で特に助成すべき給付や 給付提供者については、連邦統一単価への上乗

せを協定することもできるようになった(87a条 2項4文)550。

②過少供給対策 — 業務環境の改善

過少供給区域で診療を行いやすくするための 環境整備も行われる。その第一は、診療所支所 開設許可制の緩和である。従前から本診療所 のほかに支所 (Zweigpraxen) を持つことは本 診療所での診療に支障がない限りで許容されて きたが、今後は本診療所で些細な支障があっ ても支所のある地域での診療状況が改善される 場合にも支所開設が許容される(保険医許可令 (Zulassungsverordnung für Vertragsärzte) 24 条3項1文)。支所開設が過少供給地域の解消・ 回避に資するような運用が期待されている56)。

第二は、保険医の適正居住地選択義務 (Residenzpflicht)の廃止である。これまで過少 供給区域以外の保険医はその診療所の近くに住 まなければならない旨の義務を負っていた(医 療提供構造法による改正前の24条2項2文、3文)。 この義務の廃止により、生活に便利な都市部に 居住しながら地方の診療所を経営することが可 能になるという⁵⁷⁾。

第三は、職業と家庭の両立支援である。過少 供給区域に限られた措置ではないが、業務環境 改善に役立つ。ドイツでも女性医師は顕著に増 加しており58)、子育てなど家庭生活と医業との 調整が課題となっている。そこで、保険医の代 理医師を立てることができる期間が6ヵ月から 12ヵ月に延長され(32条1項3文)、負担軽減の ため助手を雇用することも子供の養育について 36ヵ月間、家族介護のため6ヵ月間、可能となっ た(同条2項2文2号、3号)。さらに、過剰供給 地域での保険医の公募における後継者選抜にお いて考慮される医業従事期間に子どもの教育や 家族介護により医業を中断した期間も参入する こととされ(社会法典第5編103条4項5文4号)、 子どもや要介護家族を持つ医師が不利にならな いよう配慮することとされた⁵⁹⁾。

③過少供給対策 - 診療従事者の拡大と補助 者の利用

ドイツでは外来診療は原則として保険医が 担当するが、過少供給地域では保険医以外の 担い手を導入する方策も採られている。その第 一は、直営医療機関 (Eigeneinrichtungen zur unmittelbaren medizinischen Versorgung der Versicherten⁶⁰⁾) である。(2) で見たように保険 医協会は保険医診療の確保責任を負っており、 従前から直営医療機関を経営することができた が、費用負担については明確にされてこなかっ た。そこで今回の法改正により全体報酬から診 療報酬の支払いを受けることが規定され(105条 1項3文)、協会運営費から支出しなくともよい ことが明確にされた。

また、地方公共団体(市、町村、郡)も初めて 直営医療機関を設置できることとされた。ただ し、設置が認められるのは、保険医協会が講じ た措置が奏功しなかった場合など他の方法では 対応できない場合のみである。保険医協会の同 意も必要であり(同条5項)、補完的な位置付け に止まっている。

第二は、保険医診療に参加できる施設勤務医 の拡大である。これまでも卒後研修を修了して いる病院医はその施設の同意があれば、保険医 診療の許可 (Ermächtigung) を受けることがで きた。その専門的な診断治療能力や知見が必要 な場合があるからである。今回の改正により、 地域における包括的な診療を確保するため、予 防・リハビリテーション施設や入所介護施設に 勤務する医師も保険医診療への参加が可能とさ れた(116条、保険医許可令31条1項)⁶¹⁾。

第三は、医師以外に委託できる給付範囲の明 確化である。保険医診療では保険医の責任と指 示の下で医師以外の者による補助行為が認めら れてきた (Delegation ärztlicher Leistungen⁶²⁾. 社会法典第5編28条1項1文、2文)。しかし、 如何なる者が如何なる範囲で如何なる条件の下 で補助行為を行うことができるのかは不明確で あった。そこで、2012年6月30日までに連邦保 険医協会と疾病金庫中央連合会がそれらを規定 することとされた(同項3文)。過少供給地域で 多くの被保険者を担当する保険医の負担が軽減 されることが期待される。

この他、遠隔医療 (ambulante telemedizinische Leistungen) についても、評価委員会が統一評 価基準に掲載された給付の中でどの範囲まで許 容するかを検討し、2013年3月31日までに統一 評価基準を改正することとされた(87条2a項8 文)。遠隔医療は地方圏において保険医診療の 重要な構成要素となると予想されている⁶³⁾。

④過剰供給対策

保険医が過剰な区域への対策も課題である。 そうした地域の解消により長期的に医師の偏在 が是正されると見込まれるからである。このた め導入された新たな法的手法が保険医協会によ る空席買収である。許可制限区域の保険医空席 につき公募が行われる際に許可委員会が後継者 を選抜するが、その者に許可が附与される前に、 保険医協会はその後継を排除する効力を持つ先 買権(Vorkaufsrecht)を行使することができる (105条4c項)。買収された診療所が閉鎖され、 過剰供給区域の保険医ポストを減少させること が期待される⁶⁴⁾。ただし、後継者が被後継保険 医の子や被用者・共同経営者である場合には先 買権の行使は認められないから(同項4文)、そ の政策効果は限定的とも思われる65)。

また、保険医協会は従前から62歳以上の保 険医がその自由意思に基づき許可を放棄する 場合に経済的支援を行うことができたが、今回 の改正によりその年齢制限が外された(105条 3項1文)。許可制限区域において保険医空席の 公募が行われない場合には、当該診療所の買収 (Aufkauf der Arztpraxis) の形で支援すること も可能となった(同項2文)。

このように許可制限区域については、保険医 ポストに空席が出るよう、また空席が埋まらな いようにする方策が採用される一方、供給水準 が一般比率の100%以上であって許可制限がさ れていない計画区域については、許可に期限を 附す法的手法が導入された(98条2項12号、保 険医許可令19条4項)。期限の到来により許可 は終了し(社会法典第5編95条7項)、後継者の 公募は行われない。期限到来前に許可が放棄さ れた場合でも同様である(103条4項2文2段)。 期限の存在により開業希望を抑制し、過剰供給 の水準に達するのを回避しようとする趣旨のよ うであるが、期限の長さについては許可委員会 の裁量に委ねられており、診療需要とともに診 療所開設投資の回収可能性が考慮されることが 想定されている660。政策効果は期限の附し方如 何によると思われる67)。

6. おわりに―ドイツ医療制度の法的構 造とわが国への示唆

以上通覧してきた制度群の法的構造(表参照) における要点は次のとおりである。第一は、大 学医学教育・医師国家試験から卒後研修での専

表 家庭医を中心とした医療制度の法的構造

規律局面	連邦医師法·医師免許令	州医療職法·州医師会卒後研修規定	社会法典第5編公的疾病保険法
医師資格と 医学教育	 ○免許制度 ○大学医学教育(期間、内容構成) 一般的医療(家庭医)、総合的診療科目の位置付け・ ・臨床実習と教育病院指定制 ○医師国家試験の医学教育への組込み 		
診療科標榜 規制と卒後 研修		○州医師会卒後研修制度 ○診療科、部分診療科等の設定 ・一般的医療(家庭医)科の設定 ○卒後研修修了による診療科標榜 承認	
		○患者の生活を踏まえたケア、あらゆる世代の様々な健康の変調への対応(プライマリケア)	○患者の家庭環境を踏まえた総合的継続的な医学的ケア
家庭医の定 義と機能		○他の医師等の診療必要性の判断 (ゲートキーピング)	○医師選択自由の原則。ただし、紹介状がない場合の四半期10ユーロの受診料 ○家庭医中心診療
		○医療、社会的援助等の統合(診療 行程管理・連携調整)	○診断、治療、看護の調整、治療データの収集、診療文書管理 等
保険診療へ の参加(診 療所開業)			○州(許可区域)における許可・医師免許、卒後研修修了、診療科標榜○家庭医診療と専門医診療の区分
診療報酬			○疾病金庫から保険医協会への全体報酬支払い○家庭医を含む医師グループごとの報酬分配・医師グループは標榜可能診療科に基づき設定・診療報酬額量的管理(報酬逓減、症例数制限等)・家庭医は原則、上掲の家庭医機能を対象とする被保険者包括報酬。専門医も症例包括化
保険医(診療所)の配 置規制			○需要計画 ・計画区域ごと医師グループごとの供給水準の確認 ・過剰供給地域での許可制限 ・過少供給地域での保険医協会による開業促進
新たな地域 偏在解消方 策	○大学医学教育におけ る一般的医療履修枠 の拡大		 ○構造基金(保険医協会による開業促進策一奨学金、開業補助金、割増手当等一の費用確保) ○過少供給区域での診療報酬量的管理の除外、地域加算 ○保険医協会直営医療機関の促進、地方公共団体直営医療機関の創設 ○医師以外の医療補助行為の明確化 ○過剰供給区域等での空席先買・買収、期限付き許可

著者作成

門医教育へと連なる医師養成システムの一貫性 である。第二は、卒後研修の修了と連動した診 療科標榜規制が専門医の領域を画していること である。第三は、家庭医も一つの専門領域とさ れ、公的疾病保険において家庭医診療が診療行 程管理・連携調整機能やゲートキーピング機能 を持つものとして位置付けられていることであ る。大学医学教育の時点から一般的医療、すな わち家庭医の教育が組み込まれていることも重 要である。第四は、家庭医や他の専門医のグルー プごとに計画的な診療所配置ための法的仕組み が存在することである68)。

このようにドイツでは、医学教育と医師の診 療科面での機能分化を土台として医療制度の各 要素が整然と組み立てられ、診療所適正配置シ ステムまで構築されている。その中で家庭医が 機能分化した医療機関を総合する役割を持って いる。制度の体系性や法的規律密度の高さは注 目に値するし、要点第一、第二の医師養成シス テム等の一貫性は素直に参考になろう。また、 第三の家庭医機能についても、わが国でも医療 機関の機能分化が進むとともに高齢者の慢性疾 患の継続的なケアがますます重要となる中で、 同様の機能を担う医師の養成が必要であり、ド イツの制度は参照に値しよう。ただし、医師の 養成には時間がかかるから、短中期的には現在 の医療資源の活用が課題となる。現在の開業医 や中小病院の総合診療機能、専門的な診療領域 や診療技術の実態を把握するとともに、200床 以上の病院の非紹介初診患者に係る選定療養や 地域連携に係る診療報酬、地域医療支援病院等 が実施しているいわゆる登録医制や連携医制の 機能如何を調査し、対応策を検討する必要があ ろう。

要点第四の需要計画や保険医許可制限を参 照する際にはより注意が必要である。まず、需 要計画・許可制限制それ自体は過少供給地域 の解消には必ずしも有効ではなかったことであ る。そのため今般、医療提供構造法により多彩 な対策が添付されたが、構造基金はわが国の地 域医療再生基金 69) を、保険医協会と地方公共団 体の直営医療機関は国民健康保険直営診療施設 やいわゆる自治体病院⁷⁰⁾を、医師以外の医療補 助行為の明確化は看護師の実施可能な行為の拡 大・明確化に係る議論71)を、そして過剰供給区 域空席公募における過少供給区域経験者に対す る優遇はわが国の伝統的な大学医局人事のあり 様を、それぞれ想起させる。過剰供給区域での 空席先買・買収制は需要計画制ならではの苦労 を物語る⁷²⁾。ドイツの需要計画や開業制限を引 合いに出し抜本改革の名の下で大業な仕掛けを 作っても、実際に必要なのは多彩な小技であり、 現場で講ずべき方策の細目はあまり変わらない 可能性がある。

またそもそも、日独間では問題の様相が異な る。ドイツでは家庭医などの診療所の空席が問 題であり、過少供給区域では病院・病院勤務 医の保険医診療への参加も進められてきている が、保険医協会の法定診療確保責任が優先する ため地方公共団体直営医療機関などは補完的な 手段に止まっている。一方わが国は、病院と診 療所の機能が未分化なこともあって、地方の外 来診療では中小病院や保険者、地方公共団体な どの経営主体も活躍してきた。その上でプライ マリケアを含む外来も担う病院の機能低下、内 科、産科、小児科、救急部門等の閉鎖が問題と なっているのである。わが国で今さら開業医の 配置を問題としてもその意義は乏しい。むしろ 病院の診療科の内実、すなわち対応可能な疾患 領域・治療技術などの不可視性や突発的・短期 的な流動性が問題なのであり、それらの可視化 と安定化を主要論点に据える必要がある。

その際ドイツの制度で参考となるのは、各需 要計画区域につき医師グループごとに一般比 率を物差しとして供給水準を判定し、地域の医 療ニーズと供給状況を明らかにする仕組みがあ ることである。こうした仕組みは需要計画・許 可制限のような制度がなくとも、そして、病院 の診療機能についても構築することが可能であ る。確かにわが国には截然とした診療科標榜規 制がなく、診療科ごとの供給状況を把握する前 提に欠けるように見える。しかし、既に、医療 機関ごとに対応可能な臓器・診療領域、治療技 術等の報告制度⁷³⁾や診療報酬点数算定のための 専門医等の配置に係る届出制74)がある。また、 非法的制度ではあるが、大学医局や病院の人事 等において医師の専門性に関するピアレビュー は行われており、診療科で実際に対応できる疾 患領域等を確認する方途はあり得る。診療領域・ 技術ごとの医療ニーズ調査も行えば、地域ごと に需給状況を明らかにすることは可能であろう。 そして地域の関係者が需給状況に係る知見を共 有した上で、非法的制度も含めた医療機関の診 療科やそれを担う医師の適正配置システムを検 討していくのが適切と思われる。

注

- 1) たとえば、財政制度等審議会「平成22年度予算 編成の基本的考え方について」(2009年6月3日) 15頁。
- 2) 後述の医療職法や保険医制度は歯科等の他の 医療職等にも関係するが、本稿では医科のみを 念頭に置く。
- 3) 同州はドイツの中央部に位置し、人口約225万 人、面積約16,000平方キロメートルである(同州 ウェブサイト < http://www.thueringen.de/de/ allgemein/>参照)。地勢は異なるが、人口や面 積がほぼ同様で多くの過疎地を抱える新潟県、 福島県、長野県等と比較し得るであろう。
- 4) 医師は個人と国民全体の健康に奉仕し(1条1 項)、医師の職務は商工業(Gewerbe)ではなく、 自由業(freier Beruf)である(同条2項)とされる。
- 5) 一時的または特定の医業の実施を認める許可 (Erlaubnis)制もある(連邦医師法2条2項、10条、 10a条)。
- 6) たとえば、チューリンゲン州においては、同 州医療職法(Thüringener Heilberufegesetz (ThürHeilBG)).
- 7) ドイツにおける医学教育、医師免許制度等 を短観する資料として、Bundesministerium für Gesundheit, Glossarbegriff Ärzte, http: //www.bmg.bund.de/gesundheitssystem/ gesundheitsberufe/aerzte.html>, Laufs, A. / Kern, B-R., Handbuch des Arztrecht, 4. Aufl. 2009, S. 87-105参照。

- 8) 2013年8月以降の臨床実習学年からは13科目 となる(27条1項8文)。
- 9) モデル教育課程は、医学教育の質の改善を目 的とする教育課程規定の公表、モデル課程評価 の実施、自由参加と標準教育課程と同等の資格 での入学の保障等の要件を満たす場合に、標準 教育課程とは異なる構成や実習施設の選択に加 え、二次試験のみによって医師国家試験合格と することが可能となる仕組みである。
- 10) Bundesministerium für Gesundheit, Vorblatt-Erste Verordnung zur Änderung der Approbationsordnung für Ärzte, 07.12.2011, S.
- 11) Bundesministerium für Gesundheit, a. a. o., S.1. 24.
- 12) Bundesministerium für Gesundheit, a. a. o.,
- 13) Bundesministerium für Gesundheit, a. a. o., S.1.
- 14) チューリンゲン州医療職法24条、モデル 卒後研修規定2条3項参照。細分診療科名と 重点診療域名は同義であるとされる。ザクセ ン=アンハルト州医療職団体法(Gesetz über die Kammern für Heilberufe Sachsen-Anhalt (KGHB-LSA))22条2項2文参照。
- 15) たとえば、チューリンゲン州医療職法26条。
- 16) たとえば、チューリンゲン州医療職法5条1項 2号。
- 17) たとえば、チューリンゲン州医療職法27条1 項ないし7項。
- 18) たとえば、チューリンゲン州医療職法27 条8項、チューリンゲン州医師会卒後研修規定 (Weiterbildungsordnung der Landesärztekammer Thüringen von 14. Juli 2011) o
- 連邦医師会モデル卒後研修規定2003 ((Muster-)Weiterbildungsordnung 2003 in der Fassung von 25.06.2010).
- 20) たとえば、チューリンゲン州医師会卒後研修 規定A部5条。指導医への授権要件は、主とし て、当該診療科目の標榜ができることと、多年に わたる医業経験を有することである(同条2項)。 指導医への授権の申請に当たっては、卒後研修 プログラムを作成・添付しなければならない。 このプログラムは指導医から研修医に手交され る(同条6項)。また、指導医は医師会の評価・質 の確保対策に参加する義務を負う(同条4項)。

- 21) たとえば、チューリンゲン州医師会卒後研修規定A部6条。診療所も承認を受けることができる(同条1項2文)。承認要件は、卒後研修に典型的な疾患の患者が間隔上かつ頻度上十分に存在すること、施設の人員設備が医学の進歩を考慮したものであること、病院にあっては診療科医局において定期的に症例検討会(Konsiliartätigkeit)を行っていることである(同条2項)。
- 22) たとえば、チューリンゲン州医師会卒後研修 規定 A 部 12条ないし 16条。
- 23) たとえば、チューリンゲン州医師会卒後研修 規定B部。
- 24) チューリンゲン州医師会卒後研修規定B部1 条。
- 25) 保険医協会は州ごとに設立されているが、ノルトライン=ヴェストファーレン州には2つの協会がある。
- 26) Kassenärztliche Bundesvereinigung, Statistische Informationen, Stand: 31. 12. 2010.
- 27) Thode, N. /Bergmann, E./ Kamtsiuris, P. /Kurth, B. M., Einflussfaktoren auf die ambulante Inanspruchnahme in Deutschland. Bundesgesundheitsbl-Gesundheitsforsch-Gesundheitsschutz 48, 2005, S. 296-306; Zok, K., Akzeptanz der Pflegeversicherung. Ergebnisse einer Repräsentativbefragung unter 3000GKV-Versicherten. WIdO-monitor 2005, 2 (3), S. 1-7. いずれもGutachten 2009 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der Entwicklung im Gesundheitswesen, BT-Drucksache 16/13770, S. 318の引用による。
- 28) Zok, K., a. a. o.
- 29) 新たな診療形態に関する近時の邦語文献として、田中伸至「かかりつけ医機能の制度設計における検討課題―フランス及びドイツの制度とわが国への示唆―」法政理論40巻2号(2007年)189頁ないし200頁、同「ドイツにおける医療提供体制の改革」けんぽれん77号(2008年)8頁ないし12頁、田中耕太郎「ドイツにおける高齢者ケアの新たな展開」健保連海外医療保障79号(2008年)1頁ないし9頁参照。
- 30) なお、小児科医への直接受診も可能である (73b条3項2文後段)
- 31) Gutachten 2009 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der Entwicklung im Gesundheitswesen, BT-Drucksache 16/13770,

S. 323f.

- 32) ドイツの診療報酬制度は頻繁に見直されてきているが、本稿では簡素化のため、医療提供構造法施行後の現況のみを取り扱う。なお、ドイツにおける保険医の診療報酬制度に関する近時の邦語文献として、舩橋光俊「医療費の合理的負担を支える診療報酬体系~2009年実施のドイツのリスク構造調整と診療報酬制度~(下)」社会保険旬報2443号(2010年)24頁ないし34頁、50頁ないし57頁があり、医療提供構造法施行以前の制度状況が取り扱われている。
- 33) 分配対象には保険医のほか、精神療法士や医療センター (medizinische Versorgungszentren) も含まれるが、本稿では保険医のみを念頭に記述する。
- 34) 連邦枠組協定は、統一評価基準のほか、保険 医診療の内容や範囲、一般原則、被保険者の給 付請求権、医師による紹介や指示・処方などを規 律する。Bundesmantelvertrag – Ärzte, Stand: 01.01.2011参照。
- 35) Beschluss des Erweiterten Bewertungsausschusses nach § 87 Abs. 4 SGB V zur Weiterentwicklung der vertragsärztlichen Vergütung in den Jahren 2011 und 2012 in seiner 23. Sitzung am 5./11. Oktober 2010.
- 36) この特例措置は、2010年12月22日の公的疾病保険財政運営法(Gesetz zur nachhaltigen und sozial ausgewogenen Finanzierung der Gesetzlichen Krankenversicherung (GKV-FinG))によって導入されていた。同法を解説する邦語文献として、田中謙一「ドイツにおける公的医療保険の財政運営―2010年医療改革を中心として―」健保連海外医療保障90巻25頁ないし38頁参照。
- 37) BT-Drucksache 17/6906, S. 65.
- 38) BT-Drucksache 17/6906, S. 66. 医療提供構造法による改正前の社会法典第5編87b条2項では報酬逓減支払方式が法定されており、個々の医師または診療所ごとに一定の支払期間内につき支払対象になる給付量として定められる基準給付量(Regelleistungsvolumen)を超えた部分については逓減された価格で支払われることとされていた。当時の制度を詳しく解説する邦語文献として、舩橋・前掲(注32)24頁ないし28頁参照。
- 39) 統一評価基準体系作成の仕組みにつき、舩 橋・前掲(注32)28頁ないし34頁参照。同57頁な いし56頁には統一評価基準の家庭医に係る部

- 分(2009年1月1日時点のものと思われる)の和訳 (曽根啓一訳)が掲載されている。
- 40) Einheitlicher Bewertungsmaßstab, Stand: 1. Quartal 2012, III.a.
- 41) 需要計画策定指針6条。
- 42) 同指針8条、住民/医師一般比率表。
- 43) 小児科医は、社会法典第5編73条1a項2号に より家庭医診療に参加するが、需要計画上は一 つの診療科として取り扱われる(同指針4条2項 1号注)。
- 44) 同指針4条1項。医師グループの設定に当たっ ては、診療の供給調整またはモデル卒後研修規 定に基づくこととされ(同指針3条)、14種のうち 10種の医師グループには複数の種類の専門医 (診療科)が属する(同指針4条2項)。連邦内で 1,000人以上の医師グループが一般比率の設定 対象となる(社会法典第5編101条2項2号)。
- 45) たとえば、チューリンゲン州には、6市 (Kreisfreie Stadt. うち、1市が約20万人、2市が 10万人前後、3市が人口約4万人から6万人台)、 17郡(Landkreis. 平均人口約10万人)が含まれる (同州ウェブサイト・前掲(注3)参照)。比較的小 規模な3市がそれぞれ近隣3郡と統合され、20の 計画区域が設定されている。
- 46) 同指針2条3項、別添3.1。連邦全土で382の 計画区域が掲載されている。計画区域は、市、郡 および連邦建設国土庁の分類による郡地域であ る。
- 47) 同指針5条1項。
- 48) 同指針8a条。
- 49) 同指針29条。
- 50) たとえば、チューリンゲン州では、診療所開設 投資包括助成、診療所継承投資包括助成(1四半 期3.000ユーロ、最大60,000ユーロ)、65歳以上の 保険医への助成 (1四半期1,500ユーロ) などの措 置が行われている(KV-Thüringen, Übersicht der Durchführungsbestimmungen zur Umsetzung von Fördermaßnahmen nach § 105 Abs. 4 Satz 1 SGB V des Landesausschusses der Ärzte und Krankenkassen in Thüringen zur Abwendung von bestehender oder in absehbar Zeit drohender Unterversorgung sowie zusätzlichem lokalen Versorgungsbedarf (同州 保険医協会ウェブサイト<http://www.kvthueringen.de/ges/bedarfspl.html>) 参照)。ま た、メクレンブルク=フォアポンメルン州には、

- 家庭医を対象に平均症例数超過分の診療1件、 1四半期につき10ユーロの加算金を支払う措置 もある(同州保険医協会ウェブサイト<http:// www.kvmv.info/aerzte/27/20/index.html >参 照)。
- 51) BT-Drucksache 17/6906. S. 78.
- Kassenärztliche Bundesvereinigung, Grunddaten zur vertragsärztlichen Versorgung in Deutschland, 2009/2010, S. 27f.
- 53) Bedarfsplan der ambulanten ärztlichen Versorgung (Auszug) im Freistaat Thüringen, Stand: 19.11.2011: Zulassungsmöglichkeiten für Vertragsärzte bis zu einem Versorgungsgrad von 110 % für die ambulante Versorgung in Thüringen, Stand: 19.11.2011. 許可制限や許可 可能保険医数については、同州保険医協会ウェ ブサイト http://www.kv-thueringen.de/ges/ bedarfspl.html>において公開・更新されている。
- 54) なお、2009年9月時点で同州の家庭医は勤務 医も含め1,625名であった(同州保険医協会ウェ ブサイト < http://www.kv-thueringen.de/arz/ service/statistiken/stat-2009/09_A17_2.pdf> 参照)。
- 55) 助成すべき給付として往診が挙げられてい る(BT-Drucksache 17/6906, S. 62)。
- 56) BT-Drucksache 17/6906, S. 105.
- 57) Bundesministerium für Gesundheit, Übersicht der Glossarbegriffe zum Versorgungsstrukturgesetz (連邦保健省ウェブサイト<http://www.bundes gesundheitsministerium.de/krankenversicherung/ gkv-versorgungsstrukturgesetz/glossar.html >) 参 照。
- 58) 保険医(精神療法士を含む)中の女性の割合 は、2001年の32.9%から一貫して高くなってき ており、2009年末時点には39.8%(13万7,128名 中5万4,542名)となっている(Kassenärztliche Bundesvereinigung, Arztzahlen: 27. 07. 2011 (連邦保険医協会ウェブサイト < http://www. kbv.de/print/24854.html>) 参照)。医学部1 回生に占める女子学生の割合は、2010/2011 期冬季セメスターでは61.9%に上っており、 少なくともこの5年間いずれの年60%を超 えている(Statistisches Bundesamt, Bildung und Kultur-Studierende an Hochschulen-Wintersemester 2010/2011, S. 34http://doi.org/10.2011/ //www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/

Sites/destatis/Internet/DE/Content/Publikationen/Fachveroeffentlichungen/BildungForschungKultur/Hochschulen/StudierendeHochschulenEndg2110410117004, property=file.pdf>に基づき著者計算)。

一方、わが国の女性医師の割合は18.9%となっている(厚生労働省「平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査」< http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/10/dl/kekka_1.pdf>)。

- 59) BT-Drucksache 17/6906, S. 75.
- 60) BT-Drucksache 17/6906, S. 78.
- 61) BT-Drucksache 17/6906, S. 80.
- 62) BT-Drucksache 17/6906, S. 42, 44.
- 63) BT-Drucksache 17/6906, S. 60.
- 64) BT-Drucksache 17/6906. S. 76.
- 65) Ärzte Zeitung, 04.10.2011http://www.aerztezeitung.de/praxis_wirtschaft/praxisfuehrung/?sid=671983>.
- 66) BT-Drucksache 17/6906, S. 104.
- 67) Ärzte Zeitung, 10.10.2011参照。
- 68) これらの他、制度運営の主体やその責任の所在の観点からは、卒後研修や診療所標榜承認制では州医師会が、診療報酬制度や診療所の配置では保険医協会が保険者とともに中心的な役割を担っていることも特徴として挙げられよう。
- 69) 「地域医療再生計画作成指針」(「地域医療再生計画について」(医政発0605009号平成21年6月5日厚生労働省医政局長通知)別添)参照。基金を活用して行う事業例として、地域医療医師確保枠の設定と医学部生への奨学金、寄附講座・研修プログラムによる医師派遣、救急、産科、小児科、外科、麻酔科等の医師への手当、病院内保育事業等による女性医師等の離職防止、助産師の養成・復職支援等が挙げられている。
- 70) ドイツでは連邦保険医協会と保険医協会が 保険医診療の確保責任を負っているが、日本で は療養の給付を確保に関する医療側の責任は明 定されていない。
- 71) たとえば、厚生労働省チーム医療の推進に関する検討会「チーム医療の推進について」(2010年3月19日)参照。
- 72) わが国の病床過剰地域において無用となった許可病床の返上がなされずに当該病床の売買が許されるならば、ドイツのような困難を抱え

- ることになろう。
- 73) 病院等の管理者による都道府県知事への報告義務。その報告内容は公表されることとされている(医療法6条の3第1項、5項、同法施行規則1条2項、医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所または助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの(平成19年厚生労働省告示53号)11条)。
- 74) 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第3号)第2の3。専門医の配置を基準とする例として、心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査に関する施設基準(同別添1第22の1)参照。

特集Ⅰ:諸外国における家庭医モデルと医療提供体制

フランスにおけるかかりつけ医制度と医療提供体制

北海道大学大学院法学研究科教授 加藤 智章 Kato Tomoyuki

フランスは早くから医療費抑制策に取り組んできた。1997年から医療費の総額規制とし て、医療保険支出全国目標(ONDAM)が設定され、2004年にはかかりつけ医制度が導入 された。医療供給体制に目を転じると、まず、開業の自由、診療の自由あるいは医師選択 の自由など、自由の標榜が強調される一方、研修医となる段階で一般医と専門医との選別 が行われている。また、開業医と病院とに共通する報酬体系の整備が進んでいる。法定給 付だけでなく、一部負担金相当部分をカバーする補足給付の存在もあり、フランスの医療 消費は活発といえるが、ONDAMによる総額規制は近年は成功を収めていると思われる。

はじめに

医療保険を医療保障の柱とし、業種や職種 により異なる複数の医療保険制度が存在する点 で、フランスはわが国と共通する。民間企業の 労働者等を対象とする一般制度が最も大きい制 度であり、そのほか自営業者等を対象とする自 営業者社会制度、農業従事者を対象とする農業 制度、フランス国有鉄道やフランス銀行など特 定の職域ごとに組織され複数の個別制度からな る特別制度に大別される。これらはいずれも職 域制度であり、地域住民に着目して被保険者資 格を与える国民健康保険や高齢者を対象とする 医療保険制度は存在しない。また、介護保険制 度ではなく介護手当制度を採用している。

医療供給の側面においても、自由開業制のも と、開業医の診療報酬は出来高払い制が採用さ れており、わが国と似た側面を有している。む しろ、患者における医師選択の自由や、医師の 開業の自由あるいは診療の自由など、自由への 希求は日本以上に強いといえよう。その一方で、

医師は、一般医と専門医、あるいは診療報酬に 関する協約の適用関係に関するセクター1とセ クター2とが厳然と区別されており、診療報酬 の適用関係もやや複雑である。

1. 医療保障体制の概要

(1)健康関連データ

OECDのHealth Data 2011によれば、2009年、 フランスの医療費は対GDP比11.8%、国民一人 当たりの医療費が3.978ドルであった。OECD加 盟国の平均が、対GDP比で9.5%、国民一人当 たり医療費で3.223ドル、日本のそれが8.5%、2.878 ドルであるから、フランスはアメリカほどでは ないにせよ、医療消費の活発な国ということに なる(表1参照)。事実、フランスでは"はしご受診" が問題となり、これを抑制するためにかかりつ け医が導入されたという経緯がある。

(2) ONDAM

フランスの医療保障のあり方は、わが国のそ

表1 医療保障に関する基礎統計

)
%
ドル
\setminus
人

OECD Health Data 2011 に基づき筆者作成

れと共通する部分も多いが、わが国にはみら れないシステムも存在する。その典型的なもの が、社会保障財政法律(LFSS)である。これは、 1997年以降、社会保障全般の政策指針を定める と同時に、社会保障の財政均衡を図るために、 法定制度に関する予算・決算を社会保障財政法 律として制定するものである。

この社会保障財政法律のなかで、医療保険支 出全国目標(ONDAM: Objectifs nationaux des dépenses d'assurance maladie) が定められてい る。これは、医療費の総額規制を図るもので、 医療保険に関する支出目標を設定して、その目 標を達成できないと判断する場合には、年度途 中でも、保険料引き上げなどの措置を講ずるも のである。ここ数年、目標値と実績値に大きな 開きはなく、2010年度は1,624億ユーロの目標 額に対して、1.618億ユーロと実績値が下回り、 2011年には目標額と実績額とがほぼ同額となっ たことが報告されている(表2参照)。ONDAM は現在、開業医、T2A適用病院、それ以外の病 院、高齢者医療、障害者医療およびその他の6 部門で目標値が設定されている。表2はこれら6 部門全体の推移である。

ある意味では、医療需要に着目した医療費抑

制策が、その効果を発揮してきたといえるかも しれない。医療需要に着目した医療費抑制策の ひとつが、2004年の医療保険改革によって導入 された"かかりつけ医"制度である。

(3) 医師養成システム

フランスの医学部は6年課程である。医学部 への進学は、バカロレア(大学入学資格試験) で一定の基準以上の得点であれば入学すること ができる。しかし、1年次終了時に厳しい選抜 試験があり、2年次に進級できるのは5分の1程 度といわれる。第1サイクル2年間の教養課程 の後、第2サイクルとして1年間の基礎医学に 続く3年間の臨床病理学および臨床実習が行わ れる。臨床実習の医学生はエクスターンといわ れ、5年次・6年次のエクスターンは、当直業務 や診療の補助を行い、給与も支払われる。こう して医学部6年課程を修了するが、医学部を卒 業して直ちに医師資格を取得することはできな い。医学部6年次に全国クラス分け試験(ECN: Epruves Classentes Nationales) により、一定 の期間、研修医として研修を経なければならな い。この研修を終了した後、博士論文を提出し、 それに関する口頭審査に合格して、医師国家博 士号 (diplôme de docteur en médecine) を付与 される。

2004年まで行われていたアンテルヌ試験に代 わって導入されたのが、ECNである。アンテル ヌ試験はいわば一般医と専門医とを選抜するた めの試験であったが、ECNは、医学部6年間の 教育成果を試験するものであり、医学部卒業後、 研修医としての研修を希望する大学病院、専門 診療科および最初の6ヵ月に研修する診療科を 登録するための試験でもある。つまり、試験の 成績によって、研修を希望する地域や診療科に

表 2 2003年以降のONDAMの推移

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
目標額	1,235	1,297	1,349	1,407	1,448	1,520	1,576	1,624	1,671
実績額	1,241	1,302	1,351	1,421	1,476	1,529	1,581	1,618	1,671

http://www.senat.fr/basile/visioPrint.do?id=d135800-71587_12に基づき筆者作成

おける自分の順位を知ることができ、これらの 情報をもとに、研修先病院や専門診療科を決定 することができる。2012年の場合、一般医、外 科医、精神科医など11のコース、28の大学病院 に7.626の研修医のポストが用意されている 1)。

アンテルヌ試験では、この試験に合格した者 だけが専門医となることができたのに対して、 ECNでは一般医も専門医のひとつに位置づけ られることになった。しかし、ECNの結果決定 される診療科における研修期間は、診療科に応 じて異なり、一般医の場合には3年、外科医な どは5年である。このような研修期間の長短は、 診療報酬にも反映し、一般医の報酬は専門医よ りも低い。なお、INSEEの統計によれば、2010 年、一般医の平均年収は7万1,300ユーロ、専門 医で最も高額なのは放射線科医で21万7.900ユー ロ、逆に低いのは皮膚科医の6.400ユーロであり、 歯科医の平均年収は8万9,400ユーロ、看護師 は4万6.100ユーロである。また、一般医および 専門医における女性の占有率はそれぞれ40.4%、 40.1%である(表3参照)。

表3 医師等医療従事者数

	1	
	2011年	人口10万人
	フランス本土	当たり
医師	208,727	334
一般医	100,666	161
専門医	108,061	173
開業医総計	122,791	197
一般医	67,843	109
専門医	54,948	88
勤務医総計	85,936	138
一般医	32,823	53
専門医	53,113	85
歯科医師	40,941	66
助産師	18,070	125*
薬剤師	71,797	115
看護師	534,378	855

*:15歳以上49歳未満の女性の人口をもとにした数字 http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref id=NATTEF06103に基づき、筆者作成

2. 医療提供体制

フランスでは、保険医あるいは保険医療機関 という概念は存在しない。また、わが国の医療 法における診療所と病院のような区別もない。 基本的に、外来診療は開業医が担当し、入院診 療は病院が担当する。わが国とは異なり、フラ ンスでは、外来診療と入院診療とで支払方式が 異なる。わが国は、外来診療も入院診療も、患 者が、医療機関の窓口で一部負担金だけを支払 えば足りる第三者支払方式である。これに対し て、フランスの外来診療は、診療に要した費用 全額を一旦、診察医に支払う償還払い方式であ る。入院診療の場合には、診療に対する費用は、 一部負担金と1日当たり18ユーロの入院費以外 は、患者の所属する医療保険の保険者が支払う 第三者支払方式を採用している。

(1) 開業医

開業医は、多くの場合、マンションの一室で 診察を行っており、開業医自身が受け付けも診 療も行い、設備の面でも、わが国の診療所と比 較して貧弱である。

開業するためには、①医師国家博士号を取得 していること、②フランス国籍ないしEU加盟 国の国籍保持者、③開業地を管轄する医師会へ の登録、という3つの要件を満たさなければな らない。一般医か専門医かを問わず開業するこ とができる。むしろ、日本以上に開業の自由は 尊重されており、看護師も開業することが認め られている。開業看護師は、後に検討するように、 在宅入院 (HAD) において重要な役割を果たし ている。

フランスの場合、先に検討したように、診療 科別の医師数は専門医制度によってコントロー ルされているため、診療科による医師の偏在と いう問題はわが国ほど顕著ではない。しかし、 医師の地理的偏在は、わが国同様、解決すべき 問題となっている。2005年の報告によれば、医 師密度は、対10万人当たり256人から426人の 開きがあり、パリのあるIle-de-France地方や 地中海沿岸のProvance-Alpse-Cotes-d'Azur地 方が医師密度が高く、Ile-de-France地方を取 り囲む地域やPicardie地方などフランス北部地 域では逆に非常に低くなっている。

(2)病院

先に述べたように、フランスには保険医療機 関という概念は存在しない。フランスの病院は、 設置主体により、公立病院と民間病院に大別さ れ、民間病院はさらに非営利病院と営利病院に 分類される。数は少ないが規模の大きな公立病 院と、比較的小規模の私立病院とに分かれる。

従来、公立病院や非営利病院の一部は、24 時間すべての患者を受け入れることを条件に公 的病院サービス参加病院 (PSPH: Partcipant Service Hospitalier Public)として、予算の配 分や医師の配置等で優遇されていた。しかし、 2009年7月21日の病院・患者・健康および地 域に関する法律(HPST法)により、公的病院 サービス参加病院に代えて、保健協力グループ (GCS: Groupements de Cooperation Sanitaire) が設けられた。GCSは、公立病院や非営利病院 にとどまらず、非営利病院をも対象に効率的な 病院運営や情報の共有、さらには医学教育面で

の協力体制を構築しようというものである。

(3)診療報酬体系

診療報酬体系という、やや大きなスタンスで みると、フランスは、開業医と病院等に共通す る診療報酬の体系化が進行している。直訳すれ ば、診療行為共通分類 (CCAM: Classification commune des actes medicaux) の制定である。 これは、どのような資格の医療従事者が、いか なる臓器・部位を対象に、どのような治療を行っ たか、その際の報酬の支払いなども含めて記載 するもので、2004年10月から、このCCAMに 基づく診療報酬の支払いを開始している。

このようなCCAMに基づく診療報酬の支払い は、わが国からみると、特に奇異に感じるもの ではない。しかしフランスでは、開業医と病院、 病院もさらにそのなかで、PSPHに参加する病 院とそれ以外の病院とで、診療報酬や予算の配 分方法が異なっていた。このことからすると、 CCAMの導入は大きな改革が進行していると評 価することができる。

開業医の診療報酬は、医療保険の保険者で ある疾病保険金庫全国連合と医師の代表的な 労働組合(FNMS、CSMF、MGなど)との間で

表4 2009年医療施設における病床数

	施設数	病床総数	完全看護病床	在宅入院病床
地域基幹病院(CHR/CHU)	31	85,060	77,052	8,008
病院センター	506	161,740	147,898	13,842
精神病院センター	90	42,063	27,725	14,338
地方病院	322	16,749	16,695	54
その他	17	1,843	1,687	156
公立合計	966	307,455	271,057	36,398
短期治療施設	742	94,442	81,422	13,020
がん治療センター	20	3,589	2,890	699
精神病施設	240	22,993	17,649	5,344
中長期施設	748	57,306	52,267	5,039
リハビリ施設	673	53,175	48,161	5,014
慢性疾患施設	75	4,131	4,106	25
その他	35	2,221	1,947	274
民間施設合計	1,785	180,551	156,175	24,376
総合計	2,751	488,006	427,232	60,774

http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATTEF06116に基づき筆者作成

締結される全国協約に基づく協約料金によって 算定される。従来は、基本的な診療行為をアル ファベットで示し、具体的な診療行為の内容に 応じて係数としての数字が付される診療報酬表 (NGAP)をもとに、協約で定められた料金を乗 じて、診療報酬額を算定していた。開業医の場 合、さらに全国協約に基づく診療報酬を遵守す ることが義務づけられる医師(セクター1)と、 協約料金以上の診療費を請求できる医師(セク ター2)とに分かれる。なお、セクター2の医師 となりうるのは、地域基幹病院の医長経験者な どに限定される。

他方、病院についても、以前はNGAPに基 づく診療報酬を用いていたと思われる。特に、 PSPHに参加していない病院はNGAPに基づき 診療報酬を算定していた。しかし、PSPHに参 加する病院は、前年度の活動実績をもとに年度 ごとに予算を配分されていたという経緯があっ た。このため、同じ病院であっても、PSPHへ の参加の有無により、医師に対する報酬根拠が 異なるとの批判があった。このため、ジュペプ ラン以降導入されたDRGに基づく病院活動報告 をベースに作成されたのがCCAMである。

最終的には、開業医ばかりでなく病院のすべ てについて、CCAMに基づき診療報酬が算定さ れることになる。また、フランスでも、わが国 同様、急性期の入院診療については、1件当た り包括払い方式 (T2A: Tarification à láctivité) が採用されている。

3. かかりつけ医と在宅入院(HAD)

(1) かかりつけ医

かかりつけ医の指定は、患者をまずかかりつ け医に誘導し、そこから病状に応じた診療の道 筋を設定するという意味で、受診行動の合理化 を目的としている。

16歳以上の被保険者および被扶養者は、医師 との合意を前提として、所属する医療保険金庫 にかかりつけ医を通知しなければならない。16 歳未満の被扶養者の場合は、両親の一方あるい は親権者と医師との合意による。通知は、所定 の用紙に、被保険者とかかりつけ医の住所、氏 名、登録番号を記載し署名のうえ、所属金庫へ の送付によって行われる。

医師は、一般医・専門医、開業医・勤務医の 別を問わず、かかりつけ医の指定に地理的制約 はない。たとえば、週末には実家に戻る大学生 の場合、実家の所在地か大学通学のための所在 地のどちらかでかかりつけ医を選択することに なるが、特に制約はなく、患者の選択に委ねら れている。しかし、複数の医師をかかりつけ医 に指定することは認められていない。また、か かりつけ医の変更はいつでも可能である。

かかりつけ医制度の核心は、かかりつけ医が いわゆるゲートキーパーとして、患者に対して 受診行動の方向性を適切に指示することであ る。このため、かかりつけ医以外の医師の診療 を受けた場合には一部負担金が増額される。基 本的に、かかりつけ医で受診した場合、一部負 担金は協約料金の3割相当額から、1ユーロの 定額負担金を引いた額となる(表5参照)。逆に、 かかりつけ医ではない医師を受診した場合に は、一部負担金は協約料金の7割相当額とされ、 そこからさらに1ユーロの定額負担金を負担し なければならない。

このように、かかりつけ医制度は受診行動を 合理化するという目的のために導入されたこと から、緊急の場合や旅行先での受診、あるいは かかりつけ医の不在の場合には、かかりつけ医 を受診しないことに対する制裁措置は適用され ない。また、婦人科医、眼科医および精神科医 については診療の性格から、あるいは5歳未満 の児童が、かかりつけ医以外の一般医を受診し ても、一部負担金の増額措置はとられない。こ のかかりつけ医制度は、2004年8月13日の法律 に基づき、2005年7月1日から実施されている。

(2) 在宅入院制度 (HAD: Hospitalisation à domicile)

直訳すれば在宅入院となるが、わが国でいえ ば、在宅医療に近い。1957年の結核在宅療養制

医師の種別に応じたかかりつけ医に関する一部負担額 表 5

医師の種別	診療報酬料金	償還算定 基礎額	一部負担 割合	一部負担額 (定額負担金含む)
-般医(セクター1) -般医(セクター2) 専門医(セクター1) 専門医(セクター2)	23ユーロ	23ユーロ	30%	$23-16.1-1 = 5.90 \pm - \Box$
	自由設定	23ユーロ	30%	$23-16.1-1 = 5.90 \pm - \Box$
	33ユーロ*	25ユーロ	30%	$25-17.5-1 = 6.50 \pm - \Box^{**}$
	自由設定	23ユーロ	30%	$23-16.1-1 = 5.90 \pm - \Box^{**}$

*:たとえば、専門医(セクター1)の場合、最高33ユーロまで診療報酬として請求できる。

**: 専門医(セクタ-1)の6.50ユーロ、専門医(セクタ-2)の5.90ユーロは償還算定基礎額に関する一部負担額である。 専門医(セクター1)の場合は25ユーロ以上33ユーロまで、専門医(セクター2)の場合は23ユーロ以上の報酬部分は、 償還の対象とはされないため、その部分は患者の負担となる。

http://www.ameli.fr/assures/soins-et-remboursements/combien-serez-vous-rembourse/consultations/lesconsultations-en-metropole/dans-le-cadre-du-parcours-de-soins-coordonnes.phpに基づき筆者作成

度に端を発する在宅入院制度は、病院など施設 での入院を避けること、あるいは入院期間の短 縮を目的とする。

化学療法、心臓病や整形外科に関連する在宅 でのリハビリ、対症療法あるいは周産期ケアな どを対象に、入院していた患者について医師が 病院の滞在が必要ない、あるいは在宅での治療 が可能と判断し、帰宅先が在宅入院の条件を満 たし、患者および家族がそれを同意している場 合に、在宅入院に移行する。病院の担当医師が 治療計画・ケアプランを立案し、HADのコーディ ネート医師が在宅入院の条件を検討し、自宅に 搬送されてからは、かかりつけ医がフォローす ることとなる。かかりつけ医は、週1回は往診 することとされている一方、看護師は毎日訪問 し、その内容をかかりつけ医に報告することと されている。腎移植について、従前は1日当た り2.500ユーロのコストで10週間入院していた ものが、病院に3週間入院した後、HADに移され、 HADでは1日当たり250ユーロのコストで対応 している事例などが報告されている。

利用状況に関する情報として、2005年には、 123の施設で3万5.017人の患者を対象に、延べ 150万5.814日の入院日数に対して、2億8.507万 1,409ユーロの費用総額で実施されていた。これ に対して、2010年には、9万7.624人の患者を対 象に、延べ入院日数が362万9.777日で、費用総 額が7億1,404万5,440ユーロであった(http:// www.fnehad.fr/lhad/chiffres-cles.html参照)。

むすびにかえて

フランスのかかりつけ医制度は、かかりつけ 医以外の受診を禁止するのではなく、患者の自 己負担割合を高く設定するという点で、かかり つけ医制度のゲートキーピング機能はさほど強 いものではない。しかし、開業医と病院におけ る外来診療と入院診療の棲み分けははっきりし ており、病院における外来診療は稀である。患 者側の濫療を表す表現として、フランスでは"は しご受診"という言葉が用いられるが、その背 景には、患者の自己負担部分を補う補足給付制 度の存在があるように思われる。本文で取り上 げることはできなかったが、補足給付は、実質 的に医療の無料化を実現しているから、補足給 付に加入している者にとって、受診を抑制する インセンティブは働かない。このことからいえ ば、単純な発想との誹りを免れないが、後期高 齢者医療制度の被保険者に対して、1割の一部 負担金を維持するならば、かかりつけ医制度の ようなゲートキーパーの導入も考えられよう。

医師の偏在という点に着目すると、医学生の 強い抵抗はあるものの、全国クラス分け試験 (ECN)により、いわば成績に応じた地域的振り 分けが行われている。しかし、それでも国土全 体にあまねく医師を配置することには成功して いないように思われる。さらに、パリなどでは、 セクター1の開業医は存在しないともいわれる。 フランスは明確に、医師を増員する政策を採用

しており、2004年を基点とすれば、2016年には ほぼ倍増の8千人強を養成する計画が進行して いる。このような状況のなかで、地域偏在を解 消するためにいかなる政策が採用されるか注目 される。特に、在宅入院制度は、都市部での単 身高齢者への対応と、過疎地域における医療の 確保という二つの役割を果たすと考えられる点 で、その動向はわが国にとっても参考となろう。

さらに、診療行為共通分類(CCAM)に典型 的であるが、開業医と病院とに共通する診療行 為分類を作成・導入する手法を、時間がかかっ ても、着実に実現してゆくという姿勢は、やや もすれば短期的な問題解決に追われている感の 強いわが国と対照的である。

注

1) 2004年3.988名から2016年8.123名まで、段階 的に医師の増員が予定されている。2008年の 場合には、総勢5,704名が研修医となり、その内 訳は、一般医3.200、内科専門医885、外科医550、 精神科医280、麻酔医260、小児科医200、産科医 155、公衆衛生医60、臨床検査医40、労働医54、 婦人科医20である。これがさらに、フランス本 土26、海外県2の大学病院に振り分けられる。 http://www.remede.org/internat/cartes-enc/ index.html

参考文献

- ・日本医師会・民間病院フランス医療・福祉調査団 報告書Ⅱ(2011年)
- ・真野俊樹「フランス医療制度から日本への示唆」 共済総合研究63号(農協共済総合研究所、2011 年)

特集Ⅰ:諸外国における家庭医モデルと医療提供体制

イギリスの家庭医制度

関西大学 教授

関西大学 非常勤講師

一圓 光彌

田畑 雄紀

Ichien Mitsuya Tabata Yuki

イギリスの医療制度は、税財源で包括的な保健医療サービスを提供する寛大な医療保障、 診療所の医師を通して病院の専門医療につなげる家庭医のゲートキーパー機能、登録患者 の数に応じて支払われる家庭医の人頭報酬制度などの特徴で知られるが、その中心となる 家庭医制度にも大きな変化が起こっている。登録は診療所単位となり、時間外は別の診療 所等を利用することも多くなり、得意分野を持つ家庭医が増え、サービスの質を評価する 診療報酬も導入されるようになっている。

1. イギリスの医療保障制度

イギリスでは、包括的な保健医療サービスが 税財源を用いて国民に提供されている。この医 療保障制度(ナショナル・ヘルス・サービス= NHS)とは別に全国民を対象とする国民保険制 度(年金、失業給付、傷病手当金等現金給付が 支給される)があり、その保険料の一部が医療 保障制度にも拠出されているが、国民にとって 保険料の拠出が医療を受ける要件とはなってい ない。

国民保健サービス(NHS)の財源は、2009年 で全体の80.9%が税金、17.9%が国民保険から の拠出金、12%が患者負担である。また国民保 険料収入なども含む政府の総収入にしめる国民 保健サービス支出は、24.6%に上っている(OHE 2011 p.47)。患者負担はごくわずかであるが、 主なものは一般歯科医療費(46%)、処方薬剤費 (32%)、病院での患者負担(22%)である。この うち処方薬剤費は2011年度で処方1件につき7.40 ポンドであるが、16歳未満の児童、60歳以上 の者、出産前後の女性、低所得世帯の家族など は免除されている。一般歯科医 (病院の専門医 ではなく診療所の歯科医)の診療費も一部を患 者が負担するが、これについても免除制度があ る。病院の医療は無料であるが、駐車料金やテ レビ視聴料などは患者が負担する(一圓 2011 p.264; OHE 2011 p.48).

イギリスでは診療所と病院の機能が明確に区 別されていて、国民はあらかじめ登録した診療 所で一般医(General Practitioner)より医療を 受け、必要に応じて一般医の紹介を通して病院 で専門医の医療を受ける。救急の場合や全額自 分で医療費を負担する場合を除いて患者は直接 病院で受診できない仕組みとなっている。薬剤 についても、一般医が処方箋を発行し患者は薬 局で薬を得る。このように診療所の一般医は他 の医療資源利用の門番役 (ゲートキーパー) の役 割を果たしている。

一般医 (GP) は家族の担当医であることから 家庭医と呼ばれることもあり、また病院に勤務 する臓器別の専門医に対して、各専門科にまた がって総合的に診療する医師であることから総 合医にあたる。

2. NHSの制度概要と予算の流れ

(1) NHSの制度概要

NHSの仕組みは、イングランドやスコットランドなど地域によって若干異なるが、ここではイングランドを念頭に論じる。イングランドの人口は2008年で5.145万人であるが(OHE 2011 p.4)、イングランドには151のプライマリケアトラスト(PCT)があり、PCTが管轄地域の住民の保健医療サービスの確保に責任を負っており、これとは別に各地域の保健戦略を策定しサービスの質の管理に当たる戦略的保健当局(SHA)が10設けられている(図参照)。

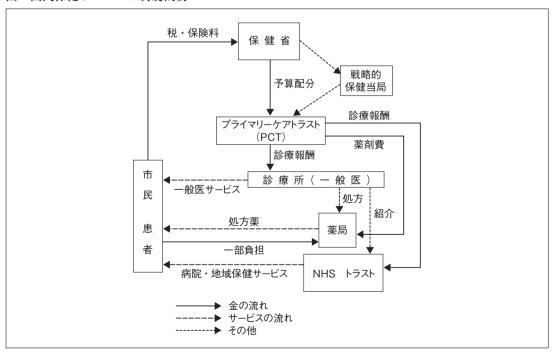
かつては、国が国営病院を自ら運営し、開業 医に登録患者に応じた報酬を支払い、訪問看護 サービスなどの地域保健事業の費用を支払って いたが、今日では、NHSの経常支出の約80% が管轄地域の住民の保健医療ニードに応じて PCTに配分され、PCTが自らまたは一般医を 通して住民の保健医療サービスを病院等供給主 体から購入している。一般医が患者のために、 独立採算の病院から医療サービスを購入する形となり、こうした購入と供給の分離により、病院の専門医の一般医に対する姿勢にも変化が見られるようになり、専門医に対する一般医の立場は強化されることになった。さらに2005年からは、サービス購入の権限をできるだけ診療所に委譲する改正が行われ(practice-based commissioning: PBC)、保健医療サービス提供に果たす一般医の役割は一層高められるようになっている(Boyle 2011 p.23)。

(2) PCTへの予算配分

公共サービス方式をとっているイギリスでは、 社会保険方式の日本のように市場で発生した医療費を後追い的に支払う形をとっていないが、 かといって直接国がサービスを供給する形でも なく、上で述べたように必要な医療財源を患者 側あるいはそれを代理する一般医の側に付与す ることで、独立した供給主体からサービスを購 入する形になっている。

NHSの予算の8割は151あるPCTに配分され

図 国民保健サービスの制度概要



(一圓 2011 p.263)

るが、その配分の基準はドイツなどのリスク構 造調整方法と同じように、基本的には同じリス クの住民に対しては同じだけの医療サービスが 提供できるようにすることであるが、その上に 健康の不平等を是正する要素が加味されている (Boyle 2011 p.105)。こうした予算配分方式に より、住む地域が異なることなどによる医療利 用の不平等を避け、また社会階層間の健康格差 についても是正が図られるよう工夫されている。 予算配分の算定方法は、病院予算の地理的配分 を狙いとした1970年頃のクロスマン・フォーミュ ラ以来、時代とともに精緻化されるようになっ ているが(一圓 1999 p.249-252)、現在では 次のような要素を考慮して決定されている。

基本となるのは人頭配分(weighted capitation)であるが、これには①対象人口の 年齢構成と社会経済的なニードを考慮したニー ド要因、②健康の不平等度を反映した追加的な ニード要因、③地域のサービスコストを加味し た市場要因が含まれる。これらの算定基準に基 づいて、①病院と地域保健活動の費用、②処方 薬剤費、③プライマリケア医療費(診療所の医 療費)の部門ごとに必要な予算が細かく計算さ れ、それに基づいて各PCTの配分額が決定され る。ただし現在この配分額は目標値として用い られ、目標値に達していないPCTが目標に近づ けるよう追加的な財源措置を講じるために用い られている。なお2010年度では、サービス部門 ごとの予算配分割合は、①病院と地域保健事業 76.3%、②処方薬剤12.4%、③プライマリケア 医療11.3%であった(Boyle 2011 p.106-109)。

このように、NHSの予算は、基本的には人々 の潜在的な医療ニードに応じて当該PCTに、さ らには登録患者のニードに応じてその診療所に 配分される形になっているので、地域によって 人々の医療利用にそれほど大きな差が起こらな いようになっている。また1990年代の予算保持 一般医制度(登録住民の医療費を一般医に預け る制度) や、形を変えた2005年以来のPracticebased Commissioningは、登録住民の保健医療 予算の執行を一般医に委ねるもので、こうした

仕組みにより一般医のゲートキーパー機能のあ り方にも変化が起こっている。かつては、病院 の医療費はPCTが(1990年までは国が)払って おり一般医は必要以上に患者を病院に紹介する 傾向があり、それが病院の待機期間の延長にも つながっていたが、登録住民の病院医療費をそ の一般医が預かるようになると、一般医は病院 への不必要な紹介を控えるようになり、できる 限り医療を地域で行おうとする傾向が生まれる ようになっている(聞き取り調査 Armstrong 氏)。

3. 一般医の診療報酬

(1)一般医と診療所の経営

NHSとの関係で一般医の勤務の仕方を見る と、診療所の経営者として働く方法と、経営に は加わらずに俸給を得て働く方法とがある。か つては前者しかなかったが、1997年から俸給 制が認められ、今では一般医の2割程度を占 めるようになっている。彼らは主に診療所に 雇用されて一般医療に携わる(聞き取り調査 Armstrong氏)。

イギリスの診療所は複数の共同経営者と勤務 医で運営されることが少なくないが、そうした 実態に合わせて、2004年の新しい契約では、住 民は一般医にではなく診療所に登録する仕組み に改められると共に、一般医に対する診療報酬 も、個々の一般医に対してではなく診療所に対 して支払われることになった。また一般医が登 録患者の時間外診療について責任を負う必要も なくなった。こうして、家族が一人の医師を家 庭医として選んで登録し、常にその医師を受診 するという形での家庭医制度は必ずしも維持さ れなくなっている。住民が予約を入れる際に、 これまで通り自分が決めた一般医の診察予約を とる場合が少なくないとはいえ、チームで初期 医療に携わる形に変わっているといえよう。一 般医の役割変化について一般医のHill氏は、患 者が受けている複数の専門科の医療を総合的に 把握し、患者の社会的・精神的な背景事情も踏 まえて診療していることには変わりはない、その意味で今日の一般医は、患者個人の家庭医的な役割から、複雑な背景を持つ患者を地域で診る、地域医療の役割を果たすように変わってきていると捉えている(聞き取り調査 Hill氏)。

(2) 一般医に対する診療報酬

一般医は登録住民の初期医療を提供することによりPCTから報酬を受けるが、日本のように出来高払いで提供したサービスに応じて支払いを受けるわけではない。登録住民の数に応じて支払われる事前に決められた①包括報酬(global sum)が基本で、これに追加的なサービスに対する②付加的サービス報酬(enhanced services)、時間外の診療を引き受ける場合の③時間外診療報酬(out-of-hour care)、一定の成果を達成した場合の④成果報酬(Quality and Outcomes Framework; QOF)が支払われる(Boyle 2011 p.120-122)。

①包括報酬

包括報酬は、診療所に登録する住民のニードに応じた報酬で、登録患者のニードは性と年齢で全国一律に定められ、これをベースに住民の死亡率と罹病率、新規登録患者の数、ナーシングホームや老人ホームの患者数、ロンドンの高コスト事情、過疎地での交通費、高物価地域のコストなどが考慮される。

②付加的サービス報酬

付加的サービス報酬には、児童に対する予防接種の実施等に対する報酬、簡単な怪我治療等に対する報酬などがあり、慢性疾患などの得意分野を持つ一般医が付加的なサービスを実施し、一般医相互で患者を紹介し合うことなども増えるようになっている。

③時間外診療報酬

時間外サービスに対する報酬は、包括報酬に含められているが、新しい契約では8時から18時30分までの基本診療時間外のサービスを提供しない選択も可能となり、その場合には診療所は包括報酬から一定額差し引かれることになった(一般医1人当たりにして6,000ポンド程度に

相当)。以前から一般医は時間外サービスを別の一般医協同組合などに委託するようになっていたが、新契約はこれを受けて契約のあり方を変更したもので、2005年で時間外サービスを提供している診療所は全体の1割程度となっている。

④成果報酬

成果報酬(QOF)は、サービスの質の改善に取り組む診療所に対して支払われる新しい報酬である。よりよいサービス基準を示してサービスごとに点数化し、点数を加算して報酬が計算される。この取り組みに加わるかどうかは自由であるが、この報酬の占める割合は高く、ほとんどの診療所が成果報酬に取り組むことになった。

サービスの質を図る基準は次の4つの分野で設けられている。

- ・診療に関わる分野の点数配分は全体の69.7% をしめ(2009年度)、20の疾病分野にまたがり 86の基準が設けられている。
- ・事務管理に関わる分野の点数配分は全体の 16.8%をしめ(2009年度)、患者の記録・情報 管理、患者への情報提供、教育訓練、診療所 の管理、薬剤管理などに関して36の基準が設 けられている。
- ・患者の評価に関わる分野の点数配分は全体の 9.2%をしめ(2009年度)、サービスがどう提供 されているか、サービス提供に患者の意見が どう反映されているかなどについて3つの基 準が設けられている。
- ・追加的な診療に関わる分野の点数配分は全体 の4%をしめ(2009年度)、子宮ガン検診、児 童保健、出産、避妊の4部門にわたり9の基 準が設けられている。

すべてを満たすと1,000点で、標準的な診療所では1点の報酬単価は125ポンド(2006年度)である。QOFの基準は毎年NHS管理者と英国医師会(BMA)の一般医委員会とが交渉し定められる。

これ以外にも、診療所の施設改善費、IT化に 要する費用、年金保険費、年功加算等が支払わ れる(Boyle 2011 p.120-122)。

政府は、新しい診療所に対する契約により、 一般医に対する支払いを大幅に改善し、その予 算を2002年度から2005年度にかけて49億ポン ドから69億ポンドに引き上げる計画であった が、実際の支出はこれを大きく上回り、2005年 度で77億ポンドに上った。その理由は、QOF で成果を上げる診療所が予想を上回ったこと、 時間外診療に対する支払いが予想を上回ったこ と、PCTによる診療費や年功加算が予想を上 回ったことなどであった (Boyle 2011 p.123)。 一般医に対する報酬は、医師の報酬を検討する 独立した委員会 (Review Body on Doctors' and Dentists' Remuneration: DDRB) の意見を受 けて国が決定しているが、2007年度における診 療所の一般医の平均年収は、グロスにして25 万1.997ポンド、診療所の諸経費等を差し引い たネットで10万6,072ポンドであった(DDRB 2010 p.39)

4. 病院勤務医の診療報酬

NHSがスタートした1948年に民間病院も自治 体病院もすべて国営化され、病院事業は国の予 算で実施されることになったが、1990年代に病 院を独立した機関に転換する改革が推進され、 NHS病院もPCTや一般医と契約を結んで診療 報酬を得て事業経営をすることになった。病院 の診療報酬の支払いは、独立採算制をとるよう になった後も実際には従前の事業実績をもとに 包括的に決める方法が続けられていたが、2003 年から診療実績に応じた支払い方式 (Payment by Results: PbR) が導入されるようになった。 PbRは患者グループごとに医療費を決めるイギ リス版DRGを用いるサービス実績に基づく支払 い方法であるが、まだ病院医療費の一部に適用 されているにすぎない(Boyle 2011 p.115-6)。

イギリスの病院の収入はこのようにPCTや診 療所によって支払われるようになったが、病院 に勤務する医師に対する報酬は、一般医の場合 と同様、医師の報酬に関する検討委員会(DDRB)

の意見を受けて国が一律に決定している。

病院の顧問医(consultant)にはNHSの発足 時より私費患者を診ることが認められていて、 顧問医の俸給は、私費患者の診療に当てる時間 やその収入との兼ね合いで幾度か改定されてき た。2003年には、顧問医の生産性を上げるべく、 管理を強化し私費診療を抑制することを狙いと した改革がなされている。新契約では、週40時 間の常勤契約が基本となる。1診療単位は4時間 (午後7時から朝7時までの間は1診療単位3時間) で、常勤勤務では週10診療単位以上の勤務が義 務づけられる。私費診療を行う場合は週11診療 単位以上勤務することが求められる。ノルマを こなせば最初の5年間は毎年昇級し、それ以降 は5年ごとに昇級する。

これとは別に顧問医には、NHSでの勤務実績 に関係なく、専門医が独自に能力を評価して支 払う特別報奨金 (clinical excellence awards) が ある。報奨金は一度受けると毎年継続され年金 にも反映され、顧問医の報酬の重要な部分をし め、顧問医の68%が受けている(聞き取り調査 Taylor氏)。2010年度のコンサルタントの年 俸は7万4.504ポンド~10万446ポンドで、特別 報奨金は3万5,484~7万5,796ポンドであった (DDRB 2010 p.93-100)。

5. 医療サービス利用と一般医

(1)一般医と登録患者数

2009年で4万269名の一般医が8.228の診療所 で診療に当たっている。そのうち46%が女性で ある。また、一般医のうち71%は診療所の経営 者としての一般医で、18%は診療所に雇われる 勤務医としての一般医、残る11%は研修医であ る。単独で診療所を経営する一般医は全体の5% 程度になっている。その場合も勤務医を雇った り研修医を受け入れていることが少なくない。 また診療所で働く看護師は2万1,935人に上っ ている。一般医の数は徐々に増加し、それにつ れて一般医1人当たりの登録患者数は減少し、 1951年では1人当たり2,506名であったが2009 年では1,432名となっている(Boyle 2011 p.226)。

(2)診療状況

一般医の診察は、2008年のデータで、86%が 診療所でなされ、11%は電話による診察、3% が往診であった。往診は1971年では22%あっ たので、大きく減少している。また平均すると 住民は年5回一般医の診察を受けている(Boyle 2011 p.230)。住民は診療所を選んで登録し一 般医の医療を無料で受けることができ、ほとん どの国民が登録しており、登録していないのは ホームレスなどごく一部である。住民は何時で も登録診療所を変更でき、診療所も他の診療所 を紹介するなどして登録の変更を求めることが できる。2007年度では、患者側から登録を変更 したケースは1.142件であったのに対し、一般医 の求めでなされた登録変更は7.5万件ほどに上っ ている(Boyle 2011 p.231)。

(3)診療記録

出生の段階で生涯変わらないNHSの番号が 与えられ診療記録が管理される。登録する診療 所が変更されると、以前の診療所の診療記録が 新しい診療所に移管される。こうして新しい診 療所の一般医は、登録患者の胎児の時から現在 までの診療記録をもとに診察に当たることがで きる。現在病院での専門医の診療記録の主要部 分は電子記録として診療所に届けられるように なっており、過去の記録についても主要部分を 電子化し、これをもとに一般医も専門医も診療 できるように診療記録の電子化が進められてい る。一般医の紹介を経ない救急医療の場合も、 退院時に主要な情報は一般医に届けられる(聞 き取り調査 Armstrong氏)。

(4)病院への紹介

一般医が必要と判断すれば患者は病院に紹介 される。一般医によって病院への紹介率は同じ ではない。一般医による診察の9割程度はプラ イマリケアの段階で終わっているので、1割程 度が病院に紹介されていることになる。イング ランドでは一般医への受診が1年で3億件ほど

であるので、病院への紹介は3,000万件ほどとな る(聞き取り調査 Armstrong氏)。一般医が患 者を紹介する病院は、PCTが契約している同地 域の病院からしか選べなかったが、今ではイン ターネットのChoose and Bookと呼ばれる予約 システムを用いて、病院の評価、ベッドの空き 状況 (待期状況)、専門医の評判などの情報をも とに、全国どの病院(民間病院も含めて)でも選 べるようになっている。このように患者が自由 に診療所や病院を選べるように情報の開示が進 められている(Boyle 2011 p.50)。

(5) 医師不足の問題

伝統的に一般医の報酬が出来高払いでなく人 頭報酬であったことから、一般医が地域的に偏 在する問題は少なかった。一般医の開業を規制 する委員会 (Medical Practices Committee) が 設けられていて、1人当たり登録患者が少ない 地域への参入が規制され、反対に1人当たり登 録患者が多い地域への参入が奨励されていた。 イギリスで医師不足が問題になるのは、地方で はなく都市の貧困地域で、貧困地域で開業する 一般医には報酬面で加算がなされている。また 診療報酬が単純な人頭報酬でなくなったことか ら Medical Practices Committee によるコント ロールが機能しなくなって、2002年に同委員会 は廃止された。PCTは、一般医の診療所以外の 多様な供給方法を工夫することで貧困地域等の 医師不足の問題に対処しようとしている (Boyle 2011 p.231)_o

6. 医師の養成と供給

(1) 医師数の増加

政府は2000年以降医師数を大幅に増員してき た。イングランドでは2001年から2009年にか けて医師数は10万319名から14万897に増加し ている。2009年の医師の内訳は、顧問医が3万 6.950名、レジストラー(上級の訓練医)3万7.018 名、その他の訓練医1万4.394名、他の医師・歯 科医師1万2,176名、一般医4万269名であった。

医師増員政策で医科大学も増設され、入学定員 は1997年の3.749名から2003年には6.030名(さ らに現在は7,000人程度)に増員され、これによ りさしあたってレジストラーなどの若手医師の 大幅な増加がもたらされている。ただしこの医 師数は、ヨーロッパの主要国と比べると決して 多くはない(Bovle 2011 p.194-2001)。

(2) 医師の教育・養成制度

医学部の教育年限は5年で、最初の3年の教 育費は教育省が負担するが、後の2年の教育費、 およびその後の研修費は保健省が負担する。医 学部入学定員や研修段階での一般医とコンサル タントの配分、専門科ごとの配分は、15年ない し20年先の医療需要を予測して保健省が決めて いる(聞き取り調査 Firth 氏: Mathews 氏)。

学部を卒業すると、NHSの病院でファウン デーション・プログラムと呼ばれる2年間の有 給の基礎研修を受ける。1年目が修了した段階 で医師免許を取得し、より実践的な2年目の基 礎研修に進む。ファウンデーション・プログラ ムが終わった段階で、専門科に分かれて専門研 修に入る。専門研修の期間は専門により3年(一 般医は3年)ないし7年である。専門研修を修 了するとCertificate of Completion of Training (CCT) が授与され、病院のコンサルタントあ るいは診療所の一般医としてGeneral Medical Council (GMC) の登録を得ることができる。一 般医の専門研修では1年ないし1年半、診療所 で一般医の指導を受ける(BMA 2012)。また その後の再審査としては、医師免許は5年ごと に再審査され、一般医を含め専門ごとの資格認 定は専門職能団体である各王立委員会 (Roval College of General Practitioners=RCGP等)が おこなっている (Boyle 2011 p.144-5)。

(3) 得意分野を持つ一般医

現在では、一般医も得意分野を持ってより専 門的な医療を引き受けるようになっている。政 府も、できるだけ在宅で医療が続けられるよう に、一般医が得意分野を持つことを奨励し、報 酬面で評価している。これまでであれば病院に 通っていた慢性疾患患者などが、地域で医療を 受けられるようになっている。得意分野を持つ 一般医(GPs with special interests) はPCTが 指定し報酬を支払うが、その資格基準は王立一 般医学会(RCGP)が保健省と協議して定めてい る (BMA 2012)。

7. 結び

国民の疾病構造は大きく変化して長期慢性疾 患中心の時代になるとともに、人口の高齢化は その傾向を一層顕著にしている。こうした病気 では、日々の生活の中で病気をコントロールし ながら健康を維持し悪化を防ぐことが必要にな る。しかも加齢とともに病気の数も増え、さま ざまな病気を抱えて苦しむ患者を全体として把 握し、患者の療養生活を支えることのできる医 師が必要となっている。患者の立場から言えば、 何時でも何でも相談できる一人の医師を持ち、 別の専門医の医療を受けた場合に医療内容がそ の医師に集められなければならない。また長期 慢性疾患の患者の増加は、そうした病気を抱え て死を迎える人々の増加をも意味している。病 気を抱えながらどう生きるかと同じく、どう死 ぬかが大きな問題となる。どう死ぬかの医療は、 長く患者を診てきた医師によって一番よく担う ことができるであろう。

こうした総合医の役割を果たしている医師 は、現在の日本でも決して少なくないはずであ る。しかし病院の専門医に対する総合医の役 割が制度として築き上げられているイギリスに 比べると、常日頃、健康問題について相談する 一人の医師を持っている患者は少ないであろう し、常日頃かかっている医師が入院治療した病 院の専門医と連絡を取り合って退院後の医療に 当たってくれることも少ないであろう。現在の 日本でも、診療報酬の工夫や患者負担の導入な どで、こうした総合医の役割を強化し、病院の 専門医療を集中特化することは十分可能である と考えられる。

より難しいのは総合医の養成制度の強化で あろう。各国で一般医療が一つの専門科とし て認められるようになるには長い年月がかかっ ている。イギリスでは専門集団としての王立一 般医学会が創設されたのは1952年で、以来同 学会が一般医の教育に大きな役割を果たして きた。1968年に出された医学教育についての Todd Reportにより、医学部で一般医療(general practice) が教授されるようになった。1979年に は一般医の専門研修制度ができ、これにより専 門医になるのをあきらめて一般医になるという キャリアの選択肢がなくなっている(聞き取り調 査 Freeman氏)。日本でも2010年にそれまで あった日本プライマリ・ケア学会、日本家庭医 療学会、日本総合診療医学会の三つの学会が日 本プライマリ・ケア連合学会に統合され、専門 医の認定制度が設けられるようになっている(日 本プライマリ・ケア連合学会 2012)。また現在、 厚生労働省に有識者による検討会が設けられ、 第三者機関による専門医の養成・認定制度のあ り方が検討されており、新たに「総合医」を専門 医に位置づけることも検討されている (専門医 の在り方に関する検討会 2012)。こうした動 きに期待したい。

参考文献

- ·一圓光彌 1999 「第10章 国民保健サービス | 武川・塩野谷編『先進諸国の社会保障:イギリス』 東京大学出版会
- ・一圓光彌 2011 「医療保険制度:イギリス」『保 険と年金の動向』厚生統計協会
- ・専門医の在り方に関する検討会 2012 「第4 回議事次第」厚生労働省ホームページhttp:// www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zt0u. html (2012.2.22)
- ・総合医体制整備に関する研究会 2010 『総合 医体制整備に関する研究会報告書』国民健康保 険中央会
- ・日本プライマリ・ケア連合学会(ホームページ) 2012 http://www.primary-care.or.jp/index. html (2012.2.21)
- · 水野 肇·田中一哉編 2011 『総合医の時代』

社会保険出版社

- · Boyle, Seán 2011 United Kingdom (England): Health System Review 2011 European bservatory on Health Systems and Policies
- · British Medical Association (BMA) website 2012 Doctors' training and qualifications. http://www.bma.org.uk/patients_public/ doctorsqual.jsp#Specialisttraining (2012.2.14)
- · Office of Health Economics (OHE) 2011 OHE Guide to UK Health and Health Care Statistics OHE
- · Review Body on Doctors' and Dentists' Remuneration (DDRB) 2010 Thirty-ninth Report.

聞き取り調査

国民健康保険中央会の研究会「総合医体制整備 に関する研究会」(委員長水野 肇)の調査の一環 として一圓は2008年11月17日、18日両日のイギリ ス(ロンドン、リーズ)で聞き取り調査を行った。 本稿で引用した聞き取り調査の対象者は次の通り である(肩書きは当時)。

[Department of Health]

- · Armstrong, Richard (Head of Primary Medical
- · Taylor, Marian (Portfolio Manager)
- · Firth, Jenny (Policy Manager, Modernising Medical Careers)
- · Joe Mathews, Joe (Workforce Capacity Branch)

[Royal College of General Practitioners]

- · Freeman, Geroge (Visiting Professor of General Practice, St George's University of London)
- · Hill. Arison (General Practitioner)

特集Ⅱ:イギリスNHS改革の動向

イギリスNHS改革のこれまでと最新の動向

三菱UFIリサーチ&コンサルティング株式会社 経済・社会政策部 主任研究員 田極 春美 Tagoku Harumi 研究員 家子 直幸 Ieko Naovuki

2010年5月6日の総選挙の結果、デービッド・キャメロン(David Cameron)率いる保 守党が労働党を破り第一党となった。しかし、単独過半数には至らなかった保守党は、ニッ ク・クレッグ(Nick Clegg)を党首とする第3党の自由民主党と連立協議を行った。この結 果、保守党と自由民主党による連立政権が誕生し、キャメロンが第75代首相、クレッグが 副首相となり、1997年のトニー・ブレア (Tony Blair) 以降3期13年にわたる労働党政権 が終わりを告げた。ブレア労働党政権は、2000年に「NHSプラン」を公表し、NHS予算を 大幅に拡大するとともに、組織構造改革や医療の質向上の取組み、患者の選択など、多岐 にわたる改革を行ってきた。特に、保守党政権時代の医療費抑制策から脱却しNHS予算 の大幅拡大という積極的財政政策に大きく舵を切ったことは、程度の差こそあれ、イギリ スと同様の問題を抱える我が国においても関係者の耳目を集めるところとなった。そこで、 本稿では、こうした①労働党政権のNHS改革とはどのような改革であったのか、そして② 10 ヵ年計画である「NHSプラン」が終了した現在、どのような成果を上げることができた のか、さらに③現在のキャメロン政権ではどのような改革の方向性を打ち出しているのか、 イギリス NHS 改革のこれまでと最新の動向を紹介する 1)。

1. 労働党政権におけるNHS改革

(1) 労働党政権以前のNHS改革

サッチャー政権 (Margaret Thatcher、1979-90年)、続くメージャー政権 (John Major、1990-97年) による保守党政権では、「効率性 | を重視 したNHS改革が行われた。なかでも、医療サー ビスの提供機能と購買機能を分離させるなどの 「擬似市場」を導入した意味は大きい。それまで は「地域保健局 (Regional Health Authority)」 が地域の予算管理と同時に当該地域に存在する 国立病院の管理運営を行ってきたが、この国立 病院を公営企業体である「NHSトラスト(NHS Trust)」という形態に移行させることで、医療

サービスの提供機能を地域保健局から分離し た。また、地域のGP(General Practitioner) が任意加盟する「GPファンドホルダー(GP fundholders)」制度をつくり、地域保健局の予 算管理の機能をGPファンドホルダーに移すこ とで医療サービスの購買機能の役割を担わせ た。このGPファンドホルダーは自らの患者のた めに、病院等の外部から専門的医療サービスを 購入することができた。この結果、GPファンド ホルダーとの契約を巡り病院間で一定の競争が 発生することが期待できた。こうした擬似市場 における競争を通じて、NHS全体の効率化を図 ろうという狙いがあった。しかしながら、この 改革は一定の成果を得ながらも、長年の医療費

抑制策のもと、患者が医療サービスを受けるまでの待機期間の長期化や医療施設・設備の老朽化、医療従事者の意欲低下など、NHSを取り巻く問題は山積し、国民の不満も高まった。

(2) ブレア労働党政権による NHSへの積極的 財政政策

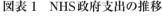
ブレア (Tony Blair、1997-2007年)率いる労働党は、1997年5月の総選挙で保守党から政権を獲得すると、NHSの改革にも着手した。サービス供給不足と待機期間の長期化による問題の相次ぐ発生²⁾や、それに伴う国民の不満の高まり等を背景に、NHS職員や一般国民に対する意見聴取等を行い、NHSの課題とその要因の把握に努めた。そして2000年7月には、1940年代のままであるNHSを21世紀にふさわしいNHSとするためのNHS近代化計画「NHSプラン」(10ヵ年計画)を公表した。ここでは、2010年までに100以上の病院を新設する、といったように施設の整備目標やスタッフの増員目標等のアウトプットに関する目標を設定すると同時に、アウ

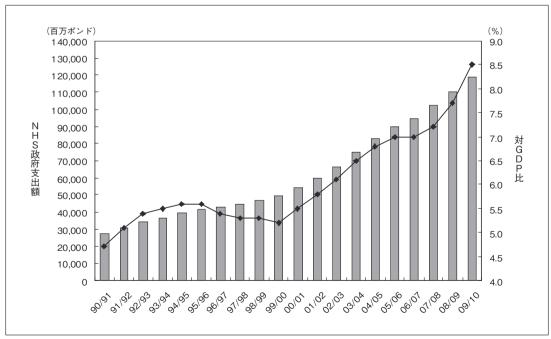
トカム (成果) 面についても、たとえば、患者の 最長待機期間について入院6ヵ月、外来3ヵ月 以内とするなど、具体的に目標を示した。

「NHSプラン」では、NHSにおける諸問題の原因として、長年にわたる財源不足や医師・看護師などの医療スタッフ不足等を挙げ、こうした問題を解決するためには、NHS予算を大幅に拡大することが必要であると結論づけた。2002年には、ほかの欧州諸国と比べて低い水準である医療費を欧州諸国の平均レベル、具体的には対GDP比を欧州平均並みの9%台までに引き上げることを目標に、2007年度までのNHS予算を実質年7.4%ずつ引き上げることとした。

実際、2000-01年度にはおよそ540億ポンドであった NHS 政府支出額は、その後毎年増額となり、2009-10年度にはおよそ1,200億ポンドと、じつに 10年間で 2倍を超える規模となった。また、対 GDP 比も 2000-01年度には 5.5%であったのが、2009-10年度には 8.5%と大きく上昇した。

このように、労働党政権では保守党政権時代 の医療費抑制策に区切りをつけ、「NHSプラン」





(資料) HM, Treasury Public Expenditure Statistical Analyses 2011, HMT, GDP deflator consistent with March 2011 budget をもとに作成

のサブタイトルに「投資のための計画」、「改革のための計画」とあるように、NHS予算を大幅に拡大し、医療に投資しようという積極的財政政策へと大きく舵を切った。この積極的財政政策は労働党政権下のNHS改革を特徴づける大きな要素といえる。

(3) 労働党政権によるNHS改革

「NHSプラン」の策定に際しては、21世紀に ふさわしいNHS制度への転換といった視点から も検討が行われ、「全国レベルの基準の欠如」、 「職種間の業務区分やサービス区分の旧態化」、 「業績を改善するための明確なインセンティブ や手段の欠如」、「過剰な中央集権化と患者の無 力化」などの課題が挙げられた。したがって、 こうした課題の解決といった観点からも、「NHS プラン」に基づく医療への積極的投資のほかに、 ①NHSの組織構造改革³⁾、②医療の質向上と地 域間格差の是正^{4)、}、③診療報酬支払方式の変更^{5)、} ④業績評価の推進⁶⁾、⑤患者の選択⁷⁾など、労 働党政権下のNHS改革の内容はじつに多岐にわ たっている。

これらの改革の詳細を全て述べることはでき ないため、いくつかの改革の内容を紹介したい。 まず、NHSの組織構造改革としては、GPファ ンドホルダー制度を廃止し、地域ごとにGPを メンバーとする「PCG(プライマリケアグルー プ)」を設けた。このPCGは、その後、公営企 業体である「PCT (プライマリケアトラスト) 」 となり、地域保健局が従来担ってきた医療サー ビスの購買機能と計画策定機能が移管されるこ ととなった。PCTはGPの任意集団ではなく法 定組織であり、通常、マネジャーが管理運営を 行う。GPはプライマリケアの提供を行うなかで ゲートキーパーとして必要な患者に専門医・病 院等を紹介する機能を担っているが、PCTのな かには、各GPが紹介するのではなく、この業 務を専門に担う「紹介マネジメントセンター」を 内部に設置するところも現れた。

一方、供給側についてはNHSトラスト制度を存続することとし、むしろ運営面や財務

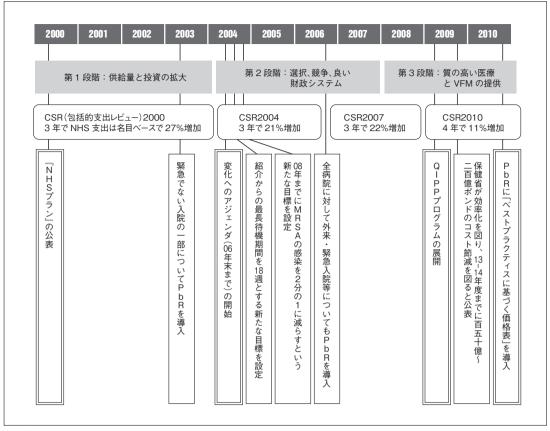
面などでより独立性の高い権限を持つ「FT (Foundation Trust)」制度を新設し、NHSトラストからの転換を推奨した。

ここからもわかるように、労働党政権は、医療サービスの提供機能と購買機能とを分離させるという点においては、保守党政権時代の政策を維持し、それを発展させた。具体的にいえば、PCTがNHSトラストやFT傘下の病院、民間サービス等のなかから患者に必要なサービスを購買する(Commissioning)という方式を採用した。そして、PCTからこうした病院等への診療報酬支払は、従来の包括予算方式から「結果による支払(Payment by Results; PbR)」と呼ばれる方式へと変更された。この支払方式では、診療実績に基づき収入額が変わるためPCTとの契約獲得を目指して各病院間で一定の競争が生まれると同時に、効率化を図るインセンティブともなった。

このほか、諸外国からの注目を集めた改革の一つとしては、「NICE (National Institute for Health and Clinical Excellence)」の設立が挙げられる。このNICEは、EBM推進のために設けられた組織であり、臨床効果や費用対効果を踏まえた診療ガイドラインの作成や技術評価等を行っている。

(4) 労働党政権による NHS 改革の変遷

以上、述べてきたように、労働党政権下のNHS改革では、単なるサービス供給量の拡充という視点だけではなく、「質の向上」や「効率化」、「患者の選択」といった視点をも重視し、これを実現するためのインセンティブ・手段を積極的に導入すると同時に、業績評価やその結果の情報公開を積極的に推し進めた。改革の内容は多岐にわたっているが、実施時期についてはそれぞれ異なっている。イギリス会計検査院(National Audit Office; NAO)は、「NHSプラン」の対象期間である2000年から2010年までを、その時期に施行された施策の特徴に応じて、「第1段階:供給量と投資の拡大」(2000-03年頃)、「第2段階:選択、競争、良い財政システム」(04-07



「NHSプラン | 2000年以降の3つの段階と導入された施策

(資料) NAO, "Management of NHS hospital productivity"をもとに一部改編

年頃)、「第3段階: 質の高い医療と VFM (支払・ お金に見合った価値; Value for Money) の提供 | (08-10年頃)と3段階に区分している。

2000年から始まる第1段階では、NHSの施 設・設備の整備や医療スタッフの増員を進める ことでNHSの物理的な供給能力を高めた。そし て、待機期間や死亡率の改善など国民にとって 大きな関心事項である問題に取り組んだ。2004 年頃からの第2段階では、患者の選択や、医療 機関、特にFTに対する裁量権の拡大、良い財 政システムといった改革手段を多く導入した。 そして、2008年頃から始まる第3段階では、患 者に対する質の高い医療の提供と納税者にとっ てのVFMを高めるための改革に重点を移した。 積極的財政政策により供給能力が確保され一定 の成果が見えてきたところで、次の段階として、

医療の質の向上や効率化、患者の選択等に焦点 が移っていったのは自然といえよう。

2. 労働党政権によるNHS改革の成果

このように、多岐にわたる労働党政権のNHS 改革の結果、どのような成果があったのか、触 れてみたい。

第一に、施設の整備やスタッフの増員等が 進んだ。2007-08年時点での評価となるが、 1997-98年度には11億ポンドであった資本支出 額は2007-08年度には55億ポンドとなり、実質 ベースで約4倍の年間資本支出額の規模となっ た(10%以上の実質年増加率)。2007-08年度 までに総計290億ポンドの資本支出が行われた が、これらは病院建物の建替えや新規開設等に

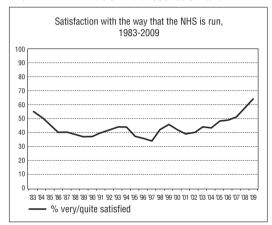
充当された。NHS制度が開始した1948年以前 の建物が占める割合は1997年には50%であった が、これが2007-08年度には20%にまで低下し た。新規開設については、ブレア政権の看板と もなった [PFI (Private Finance Initiative) 方 式」が病院開設でも積極的に行われた。このた め、1997年以降2007-08年度までに88病院が開 設されたが、このうち67施設がPFI方式であり、 残り21施設が公的資本によるものであった。こ の数字は2007-08年時点のものであるが、その 時点でさらに24病院が建築中となっており(う ち19施設がPFI、5施設が公的資本)、「2010年 末までに100病院以上を増やす」という「NHSプ ラン」の目標は早い段階で達成の目処がついた。 MRI・CT等の高額医療機器やプライマリケア についても投資額が増加し、整備が進んだ。さ らに、医療スタッフについても増員が進んだ。 たとえば、NHSの医師数は1995年にはおよそ 8万人であったが、2000年にはおよそ9万人、 2005年には11万人を超えるなど大幅に増加し た。

第二に、待機患者数が大幅に減少し、平均待 機期間も大幅に短縮した。労働党政権が発足し

た1997年の年末時点では入院待機患者数は126 万人であったが、2009年には63万人と半分にま で減少した。また、待機期間の中央値をみると、 1997年時点では14.5週間であったのが2009年 には5.0週間と3分の1近くにまで短縮している。 大きな改善といえるだろう。

第三に、NHSに対する国民の満足度が大きく 改善した。Social Research Instituteの調査結

図表 4 NHSに対する国民満足度の推移



(資料) National Centre for Social Research, "British Social Attitudes 27th Report"

図表 3 入院における待機患者数の推移

				待機		 数				
時期	患者数	8週間以上	3ヵ月 以上	6ヵ月 以上	9ヵ月 以上	12 ヵ月 以上	15 ヵ月 以上	18 ヵ月 以上	中央値(週間)	平均値(週間)
1997年	1,261,915		666,559	367,558	180,970	68,332	18,213	972	14.5	19.9
1998年	1,173,598		589,294	315,724	156,055	56,094	13,969	0	13.1	19.0
1999年	1,108,006		543,199	285,440	139,733	52,147	13,091	105	12.8	18.6
2000年	1,034,381		509,463	267,127	132,060	49,215	13,293	10	12.8	18.7
2001年	1,050,221		513,738	259,123	117,318	31,769	4,222	9	12.7	18.0
2002年	1,056,648		505,274	236,928	86,810	11,002	49	0	12.5	16.8
2003年	973,126		406,634	151,645	35,207	391	68	6	11.2	14.4
2004年	858,108		290,122	68,019	791	366			8.7	11.2
2005年	784,316		191,057	1,021	413	26			7.6	8.8
2006年	775,502	360,183	186,317	790					7.4	8.8
2007年	591,334	169,468	52,209	439					5.2	6.3
2008年	558,187	135,574	40,734	195					4.6	5.8
2009年	630,953	176,625	59,497	158					5.0	6.2

⁽注)各年12月時点

⁽資料) DH, "Knowledge & Intelligence STATSICAL INFORMATION 2009/10" をもとに作成

果によると、2010年3月時点における国民の満 足度(「満足している」と回答した人の割合)は 72%となった。これは、この統計が開始された 2000年4月以降において高い数値となっている。 1983年から調査を行っている National Centre for Social ResearchによるNHS満足度調査の結 果では、労働党が政権を獲得した1997年には調 査開始以来過去最低の34%であった満足度が、 2009年には64%と過去最高の記録となった。こ の結果をみてもわかるとおり、労働党政権によ るNHS改革については、国民からも高く評価さ れているといえよう。

3. キャメロン政権下のNHS改革

2010年5月に現在のキャメロン政権 (David Cameron、2010年5月-、保守党と自由民主党 との連立政権)が成立したが、このキャメロン 政権がNHSに対してどのような改革の方向性を 示しているのか、述べてみたい。

キャメロン政権は、2010年7月に「NHSの自 由化~公平性と卓越性~」(以下、「NHSの自 由化」)を発表し、NHS改革の方向性を示した。 同報告書では「NHSを自由化」するための具体 的な方針として、①患者中心とすること、② アウトカムを改善すること、③自律性・説明責 任・民主的正当性を高めること、④官僚主義を 廃し効率性を高めること―の4点を掲げている。 ①と②については労働党政権で推進されてきた 改革の方向性と符合するところが大きいが、③ と④については質の向上を図ることと並行して 効率化による医療費の節約が強調されている 点に、キャメロン政権の特徴を見ることができ る。キャメロン政権は、医療費の純増自体は肯 定したうえで、改革による効率化によって、今 後4年間(2013~2014年まで)に150億~200 億ポンドの節約を行い、現場のスタッフの支援 や革新的治療への投資、患者の選択の幅の向上 のために再投資を行うこととしている(その後、 2014~2015年までに200億ポンドの節約をする と修正)。

そのための大きな柱の一つが、購入側の組織 改革であり、「官僚主義」の是正によってNHSの 運営コストを45%以上削減することとしている。 これは、中央集権的であったNHS組織の分権化 を推進して、意思決定の重心を管理・経営組織 から現場・臨床側に移そうとする政権の意向が 強く反映されたものであり、具体的には、労働 党政権下で購入側の中核的役割を果たしてきた PCTを廃止し別組織を設けること、そのPCT に予算配分を行っていた保健省の出先機関であ る戦略的保健局 (Strategic Health Authority) を廃止し別組織 (NHS Commissioning Board、 その後National Commissioning Board⁸⁾に改称) を設けることが示されている。特に、地域内に あるPCTはNHS全体の約8割にあたる予算配 分を受けており、医療計画策定とGPへの報酬 支払いや病院サービスの購入(コミッショニン グ)のための費用が含まれているほか、経営に 携わるメンバー(GPや看護師等の医療職、事務 職)の人件費も支出している。2011年1月20日 時点でPCTは151ほどあるが、「NHSの自由化」 では、2013年4月以降、順次このPCTに替えて 「GP consortia」(その後「Clinical Commissioning Group; CCG」に改称)を設立することとしてい る。CCGの役割としてはPCTとほぼ同様である が、組織の構成メンバーがGPを中心とするグ ループに変わることとなる。2011年以降、CCG はPCTからの移行を見据えて「shadow form |(影 のPCT)としての活動を始めることとされてお り、実際に地域内でCCGが仮形成され、意思決 定に責任を持つまでのトレーニングが行われて いる。

PCTをCCGに移行することについて、キャ メロン政権は、「意思決定をより患者に近いと ころ (つまりGP) で行うため」としており、プ ライマリケアの臨床専門家であるGPが医療の 購入を行うのが最適であると考えている。つま り、常に臨床面からの意思決定が行われるよう、 臨床的判断の責任とそれに伴う財政的責任を GPに一括して委ねることによって、患者の健康 にとって明らかに利益のない活動を削減でき、

結果的に効率性が高まるとしている。しかし、 CCG、つまり GP に購買機能を委ねることにつ いては懸念も多い。第一に、CCG自体はそこに 所属するGPのサービスに対して購入を行う直 接的権限はないものの、GPは購入側としてだけ でなく提供側としての側面を強めることが可能 である。これまでNHSでは、一次医療と二次医 療との間に明確な境界があったが、既に一部地 域のCCGにおいては、複数のGPによる共同運 営主体が救急医療や血液検査等の従来二次・三 次医療が担ってきたサービスを提供する動きが みられる。この場合、GPは従来であればNHS トラスト病院等の外部サービスを購入したもの の、外部への支払を少なくするため、CCG内の 施設を紹介する可能性もあり、患者にとって最 善の意思決定がGPにより行われるのか、患者 とGPとの間で利害の対立が生じないか懸念さ れる。第二に、たとえば予算の制約によって抗 がん剤等の高額な薬剤の使用ができない状況と なった場合、これまでGPは「PCTの(マネジャー の) 責任である」と患者に説明することが可能 だったが、今後はGP自身の意思決定だという ことになる。患者としては、本当に臨床上の必 要性に応じた意思決定がなされているのか疑念 を持つことで、CCGに属するGPと患者との関 係性が変化する可能性がある。第三に、CCGは PCTと同様に医療計画を策定したり、病院等提 供側と交渉を行ったり、組織を管理することが 求められるが、そのような能力獲得のために現 在のPCTの管理スタッフを継続雇用する可能性 が高く、結局はPCTと変わりがなくなるのでは ないか、との指摘がある。

質の向上と効率化を同時に図るためのもう 一つの大きな柱が、提供側の組織改革である。 NHSにおける二次・三次医療の提供者のステー タスは、NHSトラストとFT、民間が混在して いる。FTはNHSトラストと比較して自律性・ 独立性が高く、地域住民や職員によるガバナン スが作用すること、余剰金の使用用途を自己決 定できること、民間からの資金調達に制限がな くなること、サービス提供量の増減のための組 織改変や投資が容易になることなどの利点があ る。しかし、NHSトラストがFTとなるためには、 戦略的保健局、地方自治体、医療提供者側に対 する経済的監視を担う組織である「Monitor⁹⁾ | の審査を合格する必要があり、特にMonitorで は約3~4ヵ月間にわたる厳格な審査が行われ るなど、ハードルも高い。Monitorでは審査を リスクマネジメントの一種であると位置づけて おり、財政的安定性と強力なマネジメントが行 われているNHSトラストのみをFTとすること で、NHSのシステムを堅固なものとし、政府に よる介入の必要性を最小化することが企図され ている。加えて、赤字になった場合、NHSトラ ストであればNHSから財政補填が行われるが、 FTの場合は自らで対応しなければならないこ とから、経営努力のインセンティブが高まり経 営効率化が進むことが期待される。FTへの移 行を申請中のNHSトラストのなかには、運営面 がどのように変わるかを比較して示していると ころもある。

「NHSの自由化」のなかでは、3年以内にすべ てのNHSトラストをFTに移行することとして おり、これを受けて、当初国会に提出された法 案では2014年3月31日をFTへの移行期限とし ていた。その後修正された法案では、移行期限 に関する一文は削除されたものの、依然として すべてのNHSトラストをFTに移行させる方針 は明記されたままである。イギリス国内にある NHSトラストのうち、2011年10月時点でFTは 139、NHSトラストは113である。現在もFTに なるために申請中のNHSトラストがあるほか、 NHSトラスト同士の合併やFTによるNHSトラ ストの買収も検討されている。しかしながら、 Monitorによる審査の段階で提出が求められる 5年間の経営計画のなかでは、サービスの質が 確保されていることに加え、財政的に安定して いることが強く求められる。NHSトラストは、 労働党政権下の積極的財政政策とニュー・パブ リック・マネジメントの流れのなかで、PFI方 式の活用によって病棟の改築・増築、新設等 を行ったケースも多く、債務が完済できていな

図表 5 NHSトラストとFTの運営面での比較

NHSトラストによる運営	FTとなった場合の運営
NHSに属する病院は、NHSスタッフにより、NHSの方針 に従って患者の治療を行う	基本的に変化はないが、改革がより自由になる、意思決定がより速く なる、財政調達の裁量がより大きくなる、といった点で変化がある
国全体のNHSとしての目標を達成することが求められ、 たとえば感染症低減のためXではなくYの清掃体制をと るように等の具体的な指示が出ることもある	国全体のNHSとしての目標を達成することは同様であるが、問題への 対処は経験や知識に基づいて決定することができる
臨床の質や安全性について、Care Quality Commission (CQC) ¹⁰⁾ から規制を受ける	変化なし
戦略的保健局による管理を受ける	Monitorが組織運営の合法性や適切性、財務状況をチェックする点で、 規制を受けることに変わりはないが、Monitorによる規制事項は戦略 的保健局よりも少なくなる
利用者の参加を得ている	法的権限を持ったMembers' Councilを通じて、患者家族やスタッフを含む関係者が、より直接的に戦略や指針の決定に関与する
新規で大型のプロジェクト開始には、認可が得られるま でに時間がかかることがある	財務状況が良好な場合は、Monitorから現在よりも迅速に許可が得ら れる
非常勤の院外取締役が指名され、幅広く市民の代表として病院の経営陣を監督し、必要に応じ異議を唱える	Members' Council を通じて、患者家族やスタッフを含む関係者がより直接的に院外取締役を指名する
長期的に見ると、現状のNHSトラストが存続するかは不 透明である	ほとんどの病院が、近い将来にはFTになる(またはその意向を持っている)
スタッフが病院運営に参加する	雇用契約を結ぶ以外の付加的手段として、全スタッフがMembers' Council から代表者を選ぶ過程に関わることで、病院運営に直接的に 関与する

(資料) Great Ormond Street Hospital for Children NHS Trust ホームページより作成

いためにFTへの移行が遅れたり、財務状況が 良好ではないため未だに申請できる状態にない NHSトラストもある。イギリス会計検査院によ れば、2011年10月時点で、残る113のNHSトラ ストのうち20がFTへの移行が困難であると考 えられており、そのうち17は合併を模索してい るということである。

労働党政権下の積極的財政政策は国民から 高い評価を得たものの、2000年から2008年ま でにNHSの生産性は毎年0.2%低下していると の指摘もなされた。このうち特に病院での生産 性は毎年1.4%低下したと指摘されていること からも、NHS内の支出の40%以上を占める急 性期病院や一般病院に対する生産性向上の圧 力は強い。質の向上と効率化を同時に達成す るための手段として保健省が示したのが、2009 年にブラウン (James Gordon Brown、2007年 6月-2010年5月) 労働党政権下で発表された QIPP (Quality, Innovation, Productivity and Prevention)プログラム | という経営改善の指針 である。キャメロン政権下の「NHSの自由化」 では、こうした前労働党政権の改革の方向性を 踏襲しながらも、これまでのような国からのトッ プダウンに基づく目標設定ではなく、臨床結果 に焦点を当て、患者に実質的な権限を付与し、 臨床現場に権限と説明責任を与えることで、医 療の質の向上と効率化を目指すこととしている。 しかしながら、21世紀におけるNHSの対処すべ き課題として、国民のNHSに対する期待の高ま りや高齢化によるニーズの増加、情報化社会の 進展、治療技術の高度化、疾病構造の変化、医 療従事者の職場環境に対する期待の変容などが 指摘されているところであり、医療の質の向上 と効率化を同時に達成することは容易ではなく、 臨床現場に対する要請の高まりに対しては、早 くも反発の声が高まっている。

4. まとめ

本稿では、まず、「1. 労働党政権における NHS改革 | として積極的財政政策を中心にその 概要を述べた。サッチャー・メージャー保守党 政権では、医療費抑制策のもと、競争による「効 率化 | を重視して擬似市場の導入や国立病院の 統廃合などを進めた。一方、保守党政権の後を 継いだブレア労働党政権では、サービス不足に よる待機期間の長期化や医療施設・設備の老朽 化、医療従事者の意欲低下などのNHSの諸問 題を解決し21世紀にふさわしいNHSとするた めには、医療費抑制策から脱却し医療に積極的 に投資することが必要と判断した。そして、そ の具体的な目標水準として、「欧州平均並みの 医療費対GDP比」を設定した。このことは、医 療費対GDP比が、目標とする諸外国でも医療の 質の向上と効率化の取組みが進んでいることを 前提とすれば、医療に対する投資規模の適切性 を判断する指標の一つとなりうると労働党政権 が考えたことの証左といえよう。その後、サー ビス供給量の大幅改善により一定の成果を上げ ると、改革の焦点は、PbRの導入を始めとする 効率化や全国レベルの業績目標による質の向上 や財務面の改善へ、そして労働党政権末期には 積極的財政政策からコスト節減、VFMの重視 へと移った。

こうした労働党政権のNHS改革により、「2. 労働党政権によるNHS改革の成果 | で触れたよ うに、①施設の整備とスタッフの増員、②待機 患者数の減少と待機期間の短縮、③国民のNHS 満足度の改善など、目に見える形で数値として 現れた。これらを見る限り、労働党政権におけ るNHS改革は大きく成果をあげたと評価するこ とができるし、その改革の各施策一つ一つが他 国における医療改革に多大なインプリケーショ ンを与えたことも間違いないだろう。

2010年5月の総選挙で労働党政権から政権を 獲得したキャメロン連立政権では、こういった NHS改革に対するポジティブな評価を背景に、 「3. キャメロン政権下のNHS改革 | で述べたよ

うに、これまでの改革の方向性を劇的に変えよ うという姿勢は今のところみられない。しかし ながら、キャメロン政権では、労働党政権と同 様の積極的財政政策を採ることはなく、むしろ 生産性向上による医療費適正化という点が強調 されている。この背景には2008年のリーマン・ ショック以降の景気低迷といった経済情勢や財 政状況の悪化もあるが、これとは別に「NHS生 産性の向上」に対する社会的な要請もある。す なわち、労働党政権下ではNHSに多額の投資を してきたが、2000年代半ば以降、この投資に見 合った生産(医療提供)が行われているのか、つ まりVFMの観点からの検証が研究者などから も指摘・提起されるようになった。政府としても、 NHS全体の生産性向上を図ることを政策課題と 掲げざるを得ない状況となっている。

また、キャメロン政権においては、労働党政 権がトップダウン方式で目標を定め、専門組織 に業績評価を行わせたNHSの仕組みを「官僚主 義」と批判し、こういった全国レベルの目標管 理や組織機構をなるべく縮小し、地方や現場レ ベルでの目標管理や意思決定に変えていこうと している。また、民間への積極的な市場開放の 動きがみられる¹¹⁾。

こうしたキャメロン政権の改革案について は、2011年1月に「医療と社会サービス改革法 案 (Health and Social Care Bill) | として発表さ れたが、関係団体等からの強い反対により、4 月に立法手続きを一時中断するなど異例の事態 となった。その後、法案については関係団体・ 有識者等からの意見を聴取しつつ修正が加え られイギリス議会に提出されている。しかし、 2011年12月にイギリス医師会 (British Medical Association) からは、「なぜイギリス医師会は 医療と社会サービス改革法案に反対するのか (Why the BMA is opposing the whole Bill) といった文書が公表されるなど、依然として反 対意見も強い。法案は、現在、貴族院 (House of Lords) で審議中であり、今後の動向が注目 される。

注

- 1) 現在、平成23年度の健康保険組合連合会医療 保障総合政策調査・研究基金事業「NHS改革と 医療供給体制に関する調査研究報告書 | のとり まとめを行っており、本稿はその成果の一部で ある。しかし、見解などは著者によるものであ り、健康保険組合連合会の見解ではないことを 断っておきたい。
- 2) 1999年末にインフルエンザが流行し、病床不 足や麻酔科医師の不足によりがんの手術が中止 となり手遅れになる等の問題が多発した。
- 3) たとえば、PCT (プライマリケアトラスト)制 度の創設、地域保健局の廃止、戦略的保健局の設 置、FT(ファウンデーショントラスト)制度の創 設などが挙げられる。
- 4) ナショナルサービスフレームワーク (National Service Framework; NSF) に基づき、高齢者や 精神保健、小児、糖尿病、がん、心臓病等の分野別 に目標やサービス提供の具体的なあり方を定め た。また、NICE (National Institute for Health and Clinical Excellence)を設置し、個々の診療 行為や薬剤等の適用についての評価や診療ガイ ドラインの作成を行うこととした。
- 5) 従来、GPに対する診療報酬支払は人頭払い方 式がベースとなっていたが、GPの提供するサー ビスを基本サービス、追加サービス、高度サービ スの3つに区分し、任意である追加サービスや高 度サービスについては出来高による支払方式を 導入した。また、「QOF (Quality and Outcome Framework)」と呼ばれる仕組み、すなわち、 サービスの質や業績指標の結果により支払われ る「Pay for Performance(P4P)」を導入した。こ のように新方式では人頭割でない部分を増加す るなど、より多くの質の高い医療サービスを提 供しようとするインセンティブを高めた。
 - 一方、PCTがNHSトラストなどの病院に対し て支払う方式も従来の包括予算方式から疾病 分類ごとに公定価格が定められた「Payment by Results; PbR(結果による支払)」方式に改められ た。これも診療実績を挙げ、効率化を図ろうと するインセンティブを与えた診療報酬制度の変 更といえる。
- 6) NHSトラストやPCTなどに対して評価指標 (たとえば、患者待機期間)に基づく業績評価 を行う。また、サービスの品質を評価する機 関等を設置した(2009年からは「Care Quality

Commission(CQC)」となった)。

- 7) GPから専門医・病院等を紹介される際に、受 診する病院については患者自身が選択できるよ うに選択肢を提示するなどの取組みがされた。 また、24時間365日対応の医療相談を行う「NHS ダイレクト | や、ナースプラクティショナーが中 心となって医療処置を行う「ウォークインセン ター などが設けられた。
- 8) 「NHSの自由化」では、NHS Commissioning Boardが持つ5つの機能を①購入により質の改 善を図るための国家的リーダーシップ、②患者 の参画と選択の推進·拡大、③CCGの確実な展 開、④CCG単体では行われないGP・歯科・薬局・ 一次眼科·助産等のサービスの購入、⑤NHSの 資源の配分―としている。
- 9) 医療と社会サービスに関し、提供側を経済面 から監視を行う規制機関であり、主な機能とし ては、①提供側の競争の促進と非競争的行為の 予防、②競争と生産性を高めるような診療報酬 の設定、③地域へのサービスの継続的提供の支 援--がある。
- 10) 医療の安全性や質の観点から提供側の認証 と監査を行う規制機関であり、病院に対しては 3ヵ月に1度の定期報告を求めるだけでなく、1年 に1度の抜き打ちでの監査も行っている。
- 11) 人工股関節置換術などの選択的手術を行う 民間サービスとして、労働党政権時代に「プライ ベートトリートメントセンター | が導入された が、キャメロン政権ではより多くのサービス分 野において民間主体に市場開放しようとしてい る。たとえば、民間企業がNHSトラスト病院を 買収した後に、不採算部門から撤退し資産を売 却してしまうことで、「アセットストリッピング」 が発生するのではないかといった危惧する意見 もある。

参考文献

- · BMA (2011). Why the BMA is opposing the whole Bill
- ·DH (2000), The NHS Plan:a plan for investment, a plan for reform
- · DH (2005), A Short Guide to NHS Foundation Trusts
- · DH(2007), Rebuilding THE NHS
- · DH (2008), High Quality Care For All: NHS

Next Stage Review Final Report

- · DH (2010), Liberating the NHS: equity and excellence
- · Health and Social Care Bill
- · Ipsos MORI, Social Research Institute (2010), Public Perceptions of the NHS and Social Care
- · Monitor (2008), Applying for NHS Foundation Trust Status: Guide for Applicants
- · NAO (2010), Management of NHS hospital productivity
- · National Centre for Social Research, British Social Attitudes 27th Report
- · NAO (2011), Achievement of foundation trust status by NHS hospital trusts
- ·NAO (2011), National Health Service Landscape Review
- The King's Fund (2010), Improving NHS productivity: More with the same not more of the same
- ・イギリス医療保障制度に関する研究会編 (2010) 「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告 書(2009年版) |
- ・一圓光彌 (1995)「イギリスの社会保障研究の今日―医療」『海外社会保障研究』第111号、25-29 頁
- ・近藤克則(2004)『「医療費抑制の時代」を超えて』 (医学書院)
- ・武内和久・竹之下泰志(2009)『公平・無料・国営を 貫く英国の医療改革』(集英社)
- ・堀真奈美(2009)「イギリスの医療提供体制の機能分化と連携方策」『健保連海外医療保障』第82号、22-33頁
- ・堀真奈美(2009)「イギリスにおける保健医療政 策に関する最近の動向」『健保連海外医療保障』 第84号、15-24頁
- ・堀真奈美(2011)「保健医療分野におけるVFMとアカウンタビリティの確保に関する研究―イギリスのNHS・ソーシャルケア改革を事例として」 『会計検査院 平成22年度海外行政実態調査報告書』
- ・松田亮三(2009)「ブレア政権下のNHS改革―構造と規制の変化―」『海外社会保障研究』第169号、39-53頁
- ・森宏一郎(2007)「イギリスの医療制度(NHS)改革―サッチャー政権からブレア政権および現在―」(日医総研)

参考:掲載国関連データ

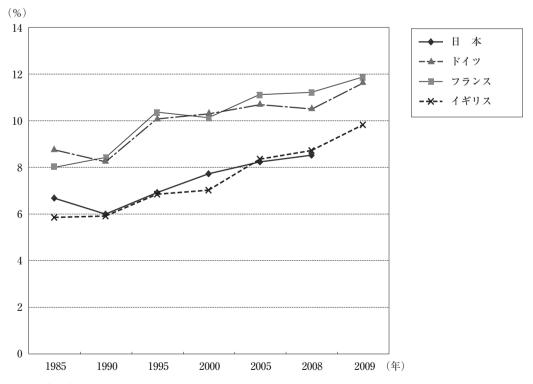
1. 基本情報

		日本	ドイツ	フランス	イギリス
総人口 (千人)		127,510 (09年)	81,715 (10年)	62,967 (10年)	60,930 (09年)
高幽	冷化率(%)	22.7 (09年)	21.0 (10年)	16.7 (09年)	15.8 (09年)
合計	特殊出生率	1.37 (09年)	1.36 (09年)	1.99 (09年)	1.94 (09年)
平均	均寿命 (年)	男79.6 /女86.4 (09年)	男77.8 /女82.8 (09年)	男77.7 /女84.4 (09年)	男78.3 /女82.5 (09年)
失	業率 (%)	5.0 (09年)	7.7 (09年)	9.1 (09年)	7.7 (09年)
社会保障費対GDP(%)		18.7	25.2	28.4	20.5
医療費	費対GDP (%)	8.5 (08年)	11.6 (09年)	11.8 (09年)	9.8 (09年)
同口各和泰	(A) + (B)	40.6	52.0	61.1	46.8
国民負担率 (国民所得比)	租税負担率(A)	24.3	30.4	36.8	36.2
(%)	社会保障負担率(B)	16.3	21.7	24.3	10.5

⁽注) 1. 社会保障費対 GDP は各国07年の数値。

出所: OECD. (2011)、財務省HP.

2. 医療費対 GDP の推移



出所:OECD.(2011)

^{2.} 国民負担率については、各国08年の数値。

3. 医療提供体制

		(09年)	日本	ドイツ	フランス	イギリス
平均在	平均在院日数 (急性期)		18.5 (08年)	7.5	5.2	6.9
		急性期	1,033,499 (8.11)	463,176 (5.66)	223,453 (3.47)	163,183 (2.68)
	压块护机	長期	352,749 (2.77)	_	47,966 (0.75)	
病床数	医療施設	精神	348,121 (2.73)	40,165 (0.49)	56,947 (0.88)	37,458 (0.61)
		その他	8,924 (0.07)	171,489 (2.09)	99,095 (1.54)	2,737 (0.04)
	介護加	施 設	729,928 (5.7)	845,007 (10.3)	539,823 (8.4)	533,742 (—)
	医師		274,992 (08年) (2.15)	297,835 (3.64)		164,891 (2.71)
医療	歯科医	ミ師	96,690 (08年) (0.76)	64,287 (0.78)		31,560 (0.52)
関係者数	薬剤	師	186,052 (08年) (1.46)	49,892 (0.61)		39,642 (0.65)
	看護	師	1,218,332 (08年) (9.54)	899,000 (10.98)		589,592 (9.68)

(注)下段のカッコ内は人口千人当たり。

出所: OECD. (2011)

4. 掲載国通貨円換算表(2012年2月末現在)

(単位 円)

ドイツ、フランス	イギリス
(1ユーロ)	(1ポンド)
110.15	132.47

健康保険組合連合会

〒107-8558 東京都港区南青山1-24-4 TEL:03-3403-0928 FAX:03-5410-2091 E-mail:shahoken@kenporen.or.jp